資料7 (第5章第2関係)

東京都水道局小河内ダム操作規程(抜粋)

(ダム、取水施設及び貯水池の緒元等)

第3条 ダム、取水施設及び貯水池の緒元その他これに類するダム貯水施設及び貯水池の管理上参考 となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ高さ

1 4 9 m

口提頂の標高

5 3 0 m

ハ 余水吐の越流頂の標高 519.95m

- ニ 余水吐のゲート
- (4) 個々のゲートの規格および数

高さ7.2mで幅10.9mのもの5門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.3m

(ハ) 設計洪水流量

1, $500 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{S}$

(3) 貯水池

イ 直接集水地域の面積

262. 88km²

ロ 湛水区域の面積

 $4. 25 \, \text{km}^2$

ハ 最大背水距離

13.87km

二設計洪水位

標高 526.50m

(水位計による表示101.50m)

ホ 常 時 満 水 位

標高 526.50m

へ 予備放流水位

(水位計による表示101.50m)

標高 522.70m

ト 最 低 水 位

(水位計による表示97.70m)

標高 425.00m

チ 有効貯水容量 185,400,000m³

(水位計による表示 0.00m)

(4) 最大使用水量等

イ 最大使用水量

 $21.5 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{S}$

口 最大注水用取水量

 $30.0 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{S}$

(洪水および洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水地への流入量(以下「流入量」という。)が400m³ /S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報

区分対象として大雨警報又は洪水警報が行われ、その他洪水の発生するおそれが大きいと認められるに至った時から、これらの警報が行われた場合はそれらが解除され、又は切り替えられ、かつ、 洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、これらに定められた降雨が発生するに至った時、又はその他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、これらに定められた降雨が発生するに至らなかった時又はその他洪水が発生するおそれがないと認められるに至る時までの間をいう。

(放流の際の関係機関に対する通知)

- 第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの余水吐又は取水管からの放流(当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が発生するおそれがあるものを含む。以下 「ダム放流」という。)の開始の少なくとも1時間前に別表第1(1)欄に定めるところにより行うも のとする。
- 2. 前項の通知をするときは、関東地方建設局長に対しても、別表第1(2)欄に定めるところにより、 河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知におい て示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3. 東京都交通局多摩川第1発電所(以下「発電所」という。)の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生じると認められる場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(予備警戒時における措置)

- 第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 次に定めるところにより、貯水池に流水を貯留し、又は貯水池から放流することにより貯水池を 予備放流水位より上昇させないよう、又は予備放流水位に低下するよう努めること。
 - イ 予備警戒時が始まるときにおける貯水位が、予備放流水位を超えるときは、洪水警戒時における予備放流を容易ならしめるため、第12条の規定にしたがい貯水池から放流(以下「事前放流」という。)を行い、予備放流水位に等しくなったとき以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 予備警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、第12条の規定にしたがい貯水池から放流すること。ただし、第12条の規定による放流量が流入量に等しくなったとき以降は流入量に相当する流量を放流すること。
 - ハ 予備警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの 放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくな ったとき以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (2) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (3) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うための

必要な照明設備及び携帯用の電灯、その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

- (4) 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。
- (5) 関東地方建設局長、東京都知事及び神奈川県知事に対し、別表第1の例により、法第46条第 1項の規定による通報をすること。
- (6) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (7) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

- 第21条 洪水警戒時においては、前条第2号から第6号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えるときは、前条第1号に定める 事前放流に引き続き第12条の規定に従い予備放流水位と等しくなるまで貯水池から放流を行い 予備放流水位に等しくなった時以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流 すること。

ただし、洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しい時又は予備放流水位 より下がっているときは、前条第1号ロ又はハの規定により貯留し、放流すること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

- 第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないよう必要最小限度に行うこと。
 - イ 洪水時が始まった時からダムの余水吐ゲートを全開にし、流入量が最大となった時を経て洪 水時が通過するまでの間、これを継続すること。
 - ロ イの規定に係らず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、 貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水池が予備放流水 位に等しくなった時からイの規定により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

別表第1 (第14条、第19条及び第20条第5号)

	通 知 の	相手方通知の方法」 通知の方法	i 要
	名称	担当機関の名称	安
	東京都知事	建設局河川部防災課	
	神奈川県知事	県土整備局河川下水道部河川課	
	東京都建設局西多摩建設事務所長	工事第二課	
	" 南多摩東部建設事務所長	工事課	
	" 南多摩西部建設事務所長	n .	
	" 北多摩南部建設事務所長	工事第二課	
(1)	" 北多摩北部建設事務所長	ıı .	
(1)	青梅市長	市民安全部防災課 加入電話	
	川崎市長	総務企画局危機管理室	
	奥多摩町長	総務課	
	警 視 総 監	警備部災害対策課	
	警視庁青梅警察署長	奥多摩交番	
	消防総監	東京消防庁警防部特殊災害課	
	東京都交通局発電事務所長	多摩川第三発電所	
(2)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	

神奈川県相模ダム操作規程

目次

- 第1章 総則(第1条~第9条)
- 第2章 ダム及び貯水池の管理の原則
 - 第1節 流水の貯留及び放流の方法 (第10条~第14条)
 - 第2節 放流の際にとるべき措置等(第15条~第20条)
- 第3章 洪水における措置に関する特則 (第21条~第24条)
- 第4章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、相模ダムの操作の方法並びに相模ダム及び相模貯水池の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

- 第2条 企業庁相模川水系ダム管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者(以下「主任」という。)1人を置く。
- 2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定める ところにより、相模ダム(第12条を除き以下「ダム」という。)及び相模貯水池(以下 「貯水池」という。)の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。 (ダム及び貯水池の諸元等)
- 第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき 事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ダム
 - ア 高さ 58.4メートル
 - イ 堤頂の標高 170.4メートル
 - ウ 洪水吐ゲート
 - (ア) 規模及び数 高さ9.3メートルで幅12.0メートルのもの5門
 - (イ) 開閉の速さ 1分間につき0.3メートル
 - (ウ) 越流頂の標高 158.0メートル
 - エ 調節ゲート
 - (ア) 規模及び数 高さ4.8メートルで幅3.0メートルのもの1門
 - (イ) 開閉の速さ 1分間につき0.3メートル
 - (ウ) 越流頂の標高 163.0メートル
 - オ 設計洪水流量 毎秒4,000立方メートル
 - (2) 貯水池
 - ア 直接集水地域の面積 1,016.0平方キロメートル
 - イ 湛水区域の面積 3.26平方キロメートル
 - ウ 最大背水距離 9.56キロメートル
 - エ 設計洪水位 標高167.5メートル (水位計による表示0.50メートル)
 - オ 常時満水位 標高167.0メートル (水位計による表示0.00メートル)
 - カ 予備放流水位 標高163.0メートル (水位計による表示-4.00メートル)
 - キ 最低水位 標高145.0メートル (水位計による表示-22.00メートル)

ク 有効貯水容量 48,200,000立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒85立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎 秒600立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水が発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から洪水警戒時が解除されるまで又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として降雨に関する 注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警 戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切 り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位(以下「貯水位」という。)は、貯水池水位観測所の水位計の読みに 基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

- 第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と 当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算 定するものとする。
- 2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水 位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図により求め、これらを差引計算して算定する ものとする。
 - 第2章 ダム及び貯水池の管理の原則
 - 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第23条第1号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

- 第11条 ダムの洪水吐からの放流(以下「ダム放流」という。)は、次の各号のいずれかに 該当する場合に限り行うことができる。
 - (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
 - (2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持する必要があるとき。
 - (3) 第21条第2項、第22条第2号、第23条第1号及び第24条の規定により貯水池から 放流するとき。
 - (4) 別に定める事前放流実施要領(以下単に「事前放流実施要領」という。)により事前放流を行うとき。
 - (5) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
 - (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(総合運用)

第12条 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保するための放流を行う に当たっては、宮ヶ瀬ダム及び城山ダムの管理者と協同して、相模ダムと宮ヶ瀬ダム及び 城山ダムとの総合運用を行うものとする。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第13条 貯水池からの放流は、第23条第1号の規定により行う場合を除くほか、城山ダム下流の水位の急激な変動を生じないように、別表第1に定めるところによって行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法等)

- 第14条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第4号ゲート」及び「第5号ゲート」という。
- 2 ダム放流を行う場合においては、ゲートを次の順序によって開くものとし、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、 閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によってするものとする。
 - (1) 第3号ゲート
 - (2) 第2号ゲート
 - (3) 第4号ゲート
 - (4) 第5号ゲート
 - (5) 第1号ゲート
- 3 調節ゲートは、ゲートの開閉順序に関係なく、ダム放流の放流量を調節する場合に開閉 するものとする。
- 4 前2項の場合におけるゲート及び調節ゲートの1回の開閉の動きは、1メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加又は減少している場合においてやむを得ないと認められるときは、この限りではない。
- 5 一つのゲート及び調節ゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲート及び調節ゲートが始動してから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 6 ゲート及び調節ゲートは、第11条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐の点検若 しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

- 第15条 主任は、法第48条の規定による通知を行うときは、ダム放流(当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。 以下次条において同じ。)の開始の少なくとも1時間前に、別表第2に定めるところにより行うものとする。
- 2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長に対しても、別表第3に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 企業庁相模発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

- 第16条 主任は、法第48条の規定による一般に周知させるため必要な措置をダム地点から沼本ダム地点までの相模川の区間について行うものとする。
- 2 令第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に定める時期により行うものとする。

- (1) サイレンによる警告にあっては、ダム放流の開始約30分前及びダム放流開始時に約3分間
- (2) 拡声機による警告にあっては、ダム放流の開始約15分前及びダム放流開始時
- 3 企業庁相模発電所の放水口から放流する場合においては、約15分前に拡声機により警告するものとする。

(ダムの操作に関する記録の作成)

- 第17条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調節ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項)を 記録しておかなければならない。
 - (1) 操作の理由
 - (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
 - (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及 び使用水量
 - (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
 - (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量
 - (6) 法第48条の規定による通知(第15条第2項の規定による通知を含む。)及び令第31 条の規定による警告の実施状況

(観測、測定等)

- 第18条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行うものとする。
- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項について、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は貯水 池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、 別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの観測及び測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第19条 主任は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかにダム及び貯水池の点検(貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第20条 主任は、ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに、 関東地方整備局長に対し、別表第3に定めるところにより、その旨を報告しなければなら ない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

- 第21条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
 - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための

電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 関東地方整備局長に対し別表第3に定めるところにより、山梨県知事及び知事に対し別表第2に定めるところにより、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作 に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易にするため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。
- 3 水害が予想される際には、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

(洪水警戒時における措置)

- 第22条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置の ほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。 ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定するところに適合しないこととなるとき は、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - ア 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、貯水 池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流 入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に 相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ウ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - (3) 水害が予想される際には、前号の規定にかかわらず、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。
 - (4) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

- 第23条 主任は、洪水時においては、第21条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲 げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 次に定める順序により貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。この場合において、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行わなければならない。
 - ア 洪水が始まった時以後30分間においては毎秒600立方メートル放流すること。
 - イ アに規定する時間が経過した時からダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全 開となるまでの間は30分前に生じた流入量に相当する流量を放流すること。
 - ウ イに規定する時間が経過した時から流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)を経て貯水位が予備放流水位と等しくなるまでの間は、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートを全開としたときの放流量を放流すること。
 - エ イの場合において、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全開に至らないで 最大時に達したときは流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量を放流

すること。

- オ エに規定する時間が経過した時以後は貯水位が予備放流水位と等しくなるまでの間は、流入量と放流量が等しくなった時のダムの全ての洪水吐ゲート開度及び調節ゲート開度を維持すること。
- カ ウ及びオに規定する時間が経過した時以後は、洪水時が経過するまでの間は流入量 に相当する流量を放流すること。
- キ カの場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後30分間は増加を始めたときの放流量を放流すること。
- ク キに規定する時間が経過した時以後はア以下の順序でそれぞれ各号の規定による放 流量を放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

(洪水処理時における措置)

- 第24条 主任は、洪水処理時においては第22条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 洪水処理時に至った時において前条第1号の規定に基づき、放流していた流量を継続し、速やかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。
 - (2) 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

第4章 雑則

(緊急時の措置)

第25条 主任は、関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長から相模川水系ダム群の 管理に関し別に締結する協定に基づく指示があったときは、速やかに必要な措置をとるも のとする。

附則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 神奈川県相模ダム操作規程(昭和42年企業管理規程第19号)は、廃止する。

附 則(平成15年5月30日企業管理規程第14号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日企業管理規程第24号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日企業管理規程第4号)

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日企業管理規程第14号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日企業管理規程第27号)

この規程は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成22年3月31日企業管理規程第13号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日企業管理規程第4号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月25日企業管理規程第12号)

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

附 則(令和元年5月28日企業管理規程第1号)

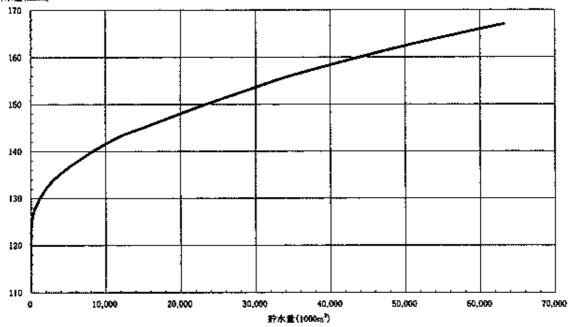
この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年11月10日企業管理規程第21号)

この規程は、公表の日から施行する。

別図





(第9条関係)

別表第1(第13条関係)

当該時刻直前の放流量	当該時刻以後15分間における放流量の増分
放流開始から	毎秒
毎秒 80立方メートル未満	40立方メートル
毎秒 80立方メートル以上	毎秒
毎秒240立方メートル未満	80立方メートル
毎秒240立方メートル以上	与私150克士→ 1 1 1 ·
毎秒600立方メートル未満	毎秒150立方メートル

別表第2(第15条、第21条関係)

通知の相手方		
名称	担当機関の名称	連絡の方法
企業局長	企業局利水電気部利水課	
	相模川発電管理事務所電力課]
	発電総合制御所制御課]
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
	城山ダム管理事務所	電話
神奈川県津久井警察署長	警備課	电的
山梨県知事	富士・東部建設事務所河川砂防管理課]
相模原市長	危機管理局緊急対策課]
関東地方整備局相模川水系広域 ダム管理事務所長	広域水管理・品質確保課	

別表第3 (第15条、第20条、第21条関係)

通知の	相手方	通知力は害效の士法
名称 担当機関の名称		通知又は連絡の方法
関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	電話

別表第4 (第16条関係)

サイレン及び 拡声器の名称	サイ ノ ン ク (N 利) 亩 (総(/) 小) 吉	サイレン及び拡声機 の構造又は能力	摘要
第1号サイレン	神奈川県相模原市緑区若柳 (相模川右岸)	2. 2 k W	ダム堤体
放流第1号拡 声機	同	15W	同
第2号サイレン	 同 若柳(相模川右岸) 	3. 7 k W	弁天島
放流第2号拡 声機	同	15W	同
発電第 1 号拡 声機	同	同	相模発電所屋上
発電第2号拡 声機	同	同	相模発電所放水口下流
発電第3号拡 声機	同	同	弁天島

別表第5 (第18条関係)

()/V ()/V				
観測すべ		観測施設		観測の
き事項	名称	位置	構造又は能力	回数
貯水位及	相模貯水池	神奈川県相模原市緑区若柳	有線テレメータ・自記	常時
び流入量	水位観測所	(相模川右岸)	記録計付フロート式	市时
	大月水位観測	山梨県大月市猿橋町栗原	無線テレメータ・自記	同
	所	(相模川左岸)	記録計付フロート式	H]
 水位	新田水位観測	同 上野原市新田	有線テレメータ・自記	同
八位	所	(桂川橋中央部)	記録計付超音波式	H-1
	鶴川橋水位観 測所	 同 鶴川(鶴川左岸) 	同	同
	石割雨量観測	同都留市鹿留	無線テレメータ・自記	同
	所	17 17	記録計付転倒マス型	
	宝雨量観測所	同 大幅字桑代沢	同	同
	大月雨量観測 所	同 大月市猿橋町猿橋字切添	同	同
降水量	姥子雨量観測	同 七保町字奈良子	同	同
	所	おくさん三正沢	FJ	lh1
	甲東雨量観測 所	同 上野原市和見	同	同
	赤倉雨量観測 所	同秋山	同	同

相模湖雨量観 測所	神奈川県相模原市緑区与瀬	有線テレメータ・自記 記録計付転倒マス型	同
道志雨量観測 所	同 牧野字長俣	匝	同

別表第6 (第18条関係)

有	見測又は測定をすべき事項	観測又は測定の回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温及	毎日	
风象	び降水量		
	水位、流入量、使用水量、貯水	毎日	
水象	池の表面付近の水温		
	放流量	ダムから放流のつど	
	変形及び湧水位(揚圧力)	少なくとも毎四半期1回	
ダムの状	漏水量	少なくとも毎月2回	
況			
	外観調査(劣化、摩耗、ひび割	6 箇月に1回	
	れ)		
貯水池	内及びその末端附近の推砂状況	少なくとも毎年度1回	

神奈川県道志ダム操作規程

目次

- 第1章 総則(第1条~第8条)
- 第2章 ダム及び調整池の管理の原則
 - 第1節 流水の貯留及び放流の方法(第9条~第12条)
 - 第2節 放流の際にとるべき措置等(第13条~第18条)
- 第3章 洪水における措置に関する特則 (第19条~第21条) 附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、道志ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法並びにダム及び道志 調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理主任技術者)
- 第2条 企業庁相模川水系ダム管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者(以下「主任」という。)1人を置く。
- 2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定める ところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。 (ダム及び調整池の諸元等)
- 第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき 事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ダム
 - ア 高さ 32.8メートル
 - イ 堤頂の標高 315.8メートル
 - ウ 越流頂の標高 301.0メートル
 - エ 洪水吐ゲート
 - (ア) 規模及び数 高さ13.4メートルで幅9.0メートルのもの3門
 - (イ) 開閉の速さ 1分間につき0.25メートル
 - オ 調整ゲート
 - (ア) 規模及び数 高さ4.0メートルで幅2.0メートルのもの2門
 - (イ) 開閉の速さ 1分間につき0.3メートル
 - カ 計画洪水流量 毎秒1,100立方メートル
 - (2) 調整池
 - ア 直接集水地域の面積 112.5平方キロメートル
 - イ 湛水区域の面積 0.14平方キロメートル
 - ウ 最大背水距離 2.0キロメートル
 - エ 計画洪水位 標高309.3メートル (水位計による表示-4.70メートル)
 - オ 常時満水位 標高314.0メートル (水位計による表示±0.00メートル)
 - カ 最低水位 標高309.0メートル
 - キ 有効貯水容量 616.100立方メートル
 - (3) 最大使用水量 毎秒15.00立方メートル
 - (4) 宮ヶ瀬ダムとの連携運用 宮ヶ瀬ダムの管理者が行うダム上流青根地先から宮ヶ瀬ダムへの導水(以下「道志導水」という。) について、宮ヶ瀬ダムと連携した運用を行

う。

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が 毎秒90立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときを いう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至つた時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至つた時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位(以下「貯水位」という。)は、ダム水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

- 第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と 当該一定の時間における調整池からの延べ放流量及び当該一定の時間における道志導水量 の合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。
- 2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水 位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第1により求め、これを差引計算して算定す るものとする。

第2章 ダム及び調整池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

- 第10条 ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートからの放流(以下「ダム放流」という。)は、 次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。
 - (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
 - (2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持するため必要があるとき。
 - (3) 第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
 - (4) 別に定める事前放流実施要領(以下単に「事前放流実施要領」という。)により事前放流を行うとき。
 - (5) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
 - (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定により行う場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第2に定めるところにより行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法)

- 第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個個のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。
- 2 ダムの洪水吐ゲートから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開くものとし、第2号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によつて行うものとする。
 - (1) 第2号ゲート
 - (2) 第1号ゲート
 - (3) 第3号ゲート
- 3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度を維持するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を 除くほか、開閉してはならない。
- 6 調整ゲートの操作は、じんあいの処理又は流量の調整をするときに行うものとする。 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

- 第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流(ダム放流の中途における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。)の開始の少なくとも1時間前に別表第3に定めるところにより行うものとする。(放流の際の一般に周知させるための措置)
- 第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から道志橋 地点までの道志川の区間について行うものとする。
- 2 河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条の規定による警告 は、別表第4に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次の各号に定めると ころにより行うものとする。
 - (1) ダム地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流開始約30分前及び放流 時
 - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流により当該 地点における道志川水位の上昇が開始されると認められる時の約30分前及び放流時
 - (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における道志川水位の上昇が開始されると認められるときの約15 分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

- 第15条 主任は、ダムの洪水ゲート又は調整ゲートを操作した場合においては、次の各号に 掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事 項)を記録しておかなければならない。
 - (1) 操作の理由
 - (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終え た時におけるその開度
 - (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に 係る放流量、使用水量及び道志導水量
 - (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
 - (5) 発電及び道志導水の開始若しくは終了又は使用水量及び道志導水量の変更があつた

ときは、その時刻及びその直後における使用水量及び道志導水量

(6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況 (観測、測定等)

- 第16条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行うものとする。
- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表の定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整 池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、 別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に 及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければな らない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダ ム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点 検(調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯 水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見 されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 主任は、ダム又は調整池に関し異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川 管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

- 第19条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
 - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第45条の規定による観測施設、法第46条第2項の規定による通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
 - (3) 気象官署が行う気象観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
 - (4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
 - (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
 - (6) 水害が予想される際には、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量 の確保に努めること。
 - (7) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒時における措置)

- 第20条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第6号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

第21条 主任は、洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措

置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行わなければならない。
 - ア 洪水が始まつた時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲートを全開した時から流入量が最大となった時を経て、流入量が放流量と等しくなるまでの間、全開を継続すること。
 - ウ イの規定により流入量が放流量と等しくなった時から洪水時が経過するまでの間、 流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - エ アの規定において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで流入量が最大 に達した時は、洪水時が経過するまでの間、流入量に相当する流量の流水を調整池か ら放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 神奈川県道志えん堤操作規程(昭和30年神奈川県企業管理規程第11号)は、廃止する。 附 則(平成11年3月31日企業管理規程第2号)

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成10年神 奈川県条例第47号)の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則(平成13年3月23日企業管理規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月30日企業管理規程第14号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日企業管理規程第20号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日企業管理規程第4号)

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日企業管理規程第14号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日企業管理規程第27号)

この規程は、平成19年3月11日から施行する。

附 則(平成22年3月31日企業管理規程第11号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日企業管理規程第4号抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成28年11月29日企業管理規程第20号)

この規程は、公表の目から施行する。

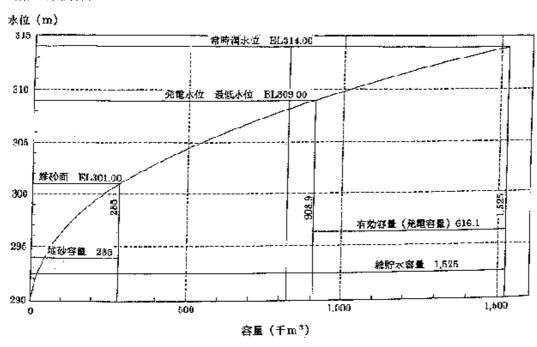
附 則(平成29年8月25日企業管理規程第11号)

この規程は、公表の日から施行する。

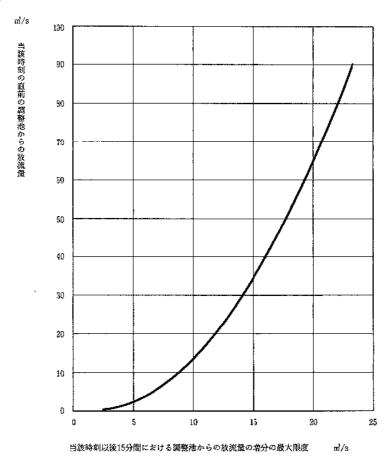
附 則(令和2年11月10日企業管理規程第20号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)



別表第 2 (第11条関係)



別表第3 (第13条関係)

通知の相手方		通知又は
名称	担当機関の名称	連絡の方法
企業局長	企業局利水電気部利水課	
同	相模川発電管理事務所電力課	
司	発電総合制御所制御課	
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
同	城山ダム管理事務所	
神奈川県津久井警察署長	警備課	電話
横浜市水道局長	青山水源事務所	电响
相模原市長	危機管理局緊急対策課	
関東地方整備局京浜河川事務 所長	管理課	
関東地方整備局相模川水系広 域ダム管理事務所長	広域水管理・品質確保課	

別表第4 (第14条関係)

777 1 (77) 1	12/6/2012/10		
サイレン の名称	サイレンの位置	サイレンの 構造又は能力	摘要
I No 1	神奈川県相模原市緑区 牧野字長又(道志堰堤上)	3 相210 V 3.7kw	ダムより放流警報スピーカに て放送
No. 2	同青根	単相100V0.75kw	ダム直下400メートル
No. 3	同 字荒井道下 (道志川右岸)	3 相210 V 3.7kw	荒井バス停北300メートル下 る
No. 4	同 糠又(道志川右岸)	同	第2発電所対岸
No. 5	同 青野原字梶ヶ原 (道志川右岸)	同	伏馬田入口バス停北400メー トル
No. 6	同 字大地 (道志川右岸)	同	長野バス停北600メートル特 別高圧線鉄塔下
No. 7	同 字嵐 (道志川右岸)	同	青野原バス停北500メートル 津久井道志川の家上
No. 8	同 字中前戸(道志川右岸)	3相210V2.2kw	前戸バス停北400メートル
No. 9	同 青山字鮑子平 (道志川右岸)	3 相210 V 1.5kw	鮑子神社西200メートル横浜 市水道局水道取入口上
No. 10	同 字山王久保 (道志川右岸)	単相100V0.75kw	横浜市水道局青山水源事務所 横
No. 11	同 青山(道志川右岸)	同	弁天橋下流100メートル
No.12	同 三ヶ木(道志川左岸)	同	弁天橋下流800メートル

別表第5 (第16条関係)

観測すべ	観測施設			
き事項	名称	位置	構造又は能力	回数
貯水位及	道志ダム	神奈川県相模原市	有線テレメータ・自記記録計	常時
び流入量	水位観測所	緑区牧野	付超音波式及びフロート式	吊时

-h. /-t-	両国橋 水位観測所	同青根	有線テレメータ・自記記録計 付フロート式	同
水位		山梨県南都留郡 道志村	有線テレメータ・自記記録計 付超音波式	同
	60 表的量和测距	神奈川県相模原市 緑区牧野	無線テレメータ・自記記録計 付転倒マス型	同
	石割雨量観測所	山梨県都留市鹿留	司	司
降水量	青根	神奈川県相模原市 緑区青根	同	同
	赤倉雨量観測所	山梨県上野原市秋山	同	司
	大室雨量観測所	同 南都留郡道志村	有線テレメータ・自記記録計 付転倒マス型	同

別表第6 (第16条関係)

観測	及び測定すべき事項	観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気及び気温	毎日
水象	流入量、使用水量及び道志導水量	毎日
小豕	調整池の表面付近の水温及び濁度	週 1 回
	変形、湧水位(揚圧力)	3月1回
	外観調査(劣化、摩耗、ひび割れ、 漏水及びダム尻洗掘状況)	少なくとも年1回
調整池内及びその末	<u> </u>	少なくとも年1回

資料10(第5章第2関係)

神奈川県玄倉ダム操作規程

目次

第1章 総則(第1条~第8条)

第2章 ダム及び調整池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法(第9条~第12条)

第2節 放流の際にとるべき措置等(第13条~第18条)

第3章 洪水における措置に関する特則(第19条~第21条) 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、玄倉ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法並びにダム及び玄倉 調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理主任技術者)

- 第2条 企業庁酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」 という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者(以下「主任」という。)1人を置く。
- 2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。 (ダム及び調整池の諸元等)
- 第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ダム
 - ア 高さ 15.0メートル
 - イ 堤頂の標高 594.0 メートル
 - ウ 越流頂の標高 585.0 メートル
 - エ 洪水吐ゲート
 - (7) 規模及び数 高さ8.3 メートルで幅12.0 メートルのもの1門
 - (4) 開閉の速さ 1分間につき 0.3 メートル
 - オ 調整ゲート
 - (7) 上部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.6 メートルで幅 2.15 メートルのもの 1 門
 - (4) 下部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.55 メートルで幅 2.11 メートルのもの 1 門カ 計画洪水流量 毎秒 260 立方メートル
 - (2) 調整池
 - ア 直接集水地域の面積 24.5 平方キロメートル
 - イ 湛水区域の面積 0.011 平方キロメートル

- ウ 最大背水距離 0.27 キロメートル
- エ 計画洪水位 標高 590.7 メートル (水位計による表示-2.3 メートル)
- オ 常時満水位 標高 593.0 メートル (水位計による表示±0 メートル)
- カ 最低水位 標高 587.0 メートル (水位計による表示-6.0 メートル)
- キ 有効貯水容量 42,000 立方メートル
- (3) 最大使用水量 毎秒2立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が 毎秒 50 立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているとき をいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至つた時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至つた時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位(以下「貯水位」という。)は、玄倉調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

- 第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分 と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除し て算定するものとする。
- 2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び調整池の管理の原則 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

- 第10条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流(以下「ダム放流」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。
 - (1) 第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
 - (2) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
 - (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第 11 条 調整池からの放流は、第 21 条第 1 号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第 2 に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

- 第12条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成する個個のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。
- 2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、 これを開いた順序と逆の順序によつて行なうものとする。
 - (1) 上部調整ゲート
 - (2) 下部調整ゲート
 - (3) 洪水吐ゲート
- 3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。 ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度 を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合 を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第 13 条 法第 48 条の規定による通知は、ダム放流(ダム放流の中途における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。)の開始の少なくとも 30 分前に別表第3に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

- 第 14 条 法第 48 条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から大 仏地点(中川合流地点)までの玄倉川の区間について行なうものとする。
- 2 河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条の規定による警

- 告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行なうものとする。
- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約10分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により 当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約10分間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

- 第15条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。
 - (1) 操作の理由
 - (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
 - (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
 - (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
 - (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
 - (6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況(観測、測定等)
- 第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 5 に定めるところにより行なうものとする。
- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期 に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなけ ればならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その 影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び 調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 18 条 主任は、ダム又は調整池に関し異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

- 第19条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
 - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第 45 条の規定による観測施設、法第 46 条第 2 項の規定による通報施設、令第 31 条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電燈並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
 - (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
 - (4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
 - (5) 河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
 - (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒時における措置)

- 第20条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

- 第 21 条 主任は、洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行なわなければならない。
 - ア 洪水が始まつた時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開した時から流入量が最大となった時を経て貯水位が常時満水位に等しくなるまでの間、全開を継続すること。ウ イの規定による措置により常時満水位に達した時から流入量が毎秒2立方メート

ルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

- エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に達した時以後においては、アからウまでの規定の例により調整池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。 附 則
- この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日企業管理規程第2号)

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成 10 年神奈川県条例第 47 号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成 15年5月30日企業管理規程第14号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日企業管理規程第22号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日企業管理規程第14号抄)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成21年3月31日企業管理規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

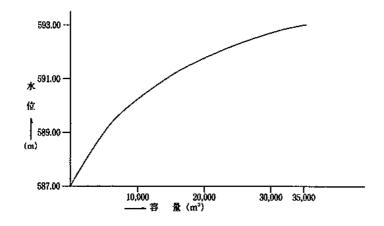
この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月31日企業管理規程第18号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

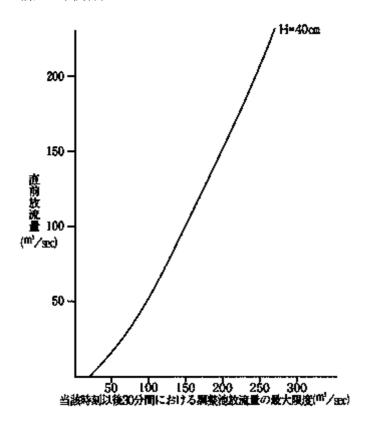
附 則(平成26年3月11日企業管理規則第2号)

この規程は、公表の日より施行する。

別表第1(第8条関係)



別表第2 (第11条関係)



別表第3 (第13条関係)

通り	この 相 手 方	通知又は連絡の方法
名 称	担当機関の名称	世界人(は)単語の方法
企業局長	企業局利水電気部利水課	
神奈川県知事	県西土木事務所工務部河川砂防第一課	
同	三保ダム管理事務所	
同	県西地域県政総合センター総務部安全	
	防災課、県西地域県政総合センター	電話
	総務部足柄上県民・安全防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	総務防災課	
小田原市長	消防本部情報指令課	

別表第4 (第14条関係)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイ 又	レンは	の構	造 力
4-1号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 597 の 14(玄倉川左岸)	3相	200 V	2. 2	kw
4-2号サイレン	同	3相	200 V	3. 7	kw
5-1 号サイレン	同	3相	380 V	5.5	kw
5-2号サイレン	同 字立間 548 の 1 (玄倉川左岸)	3相	370 V	3. 7	kw
6-1 号サイレン	同 字小畑 575 のハ(玄倉川左岸)	3相	200 V	2.2	kw
6-2号サイレン	同 字立間 575 の 4 (玄倉川左岸)	3相	200 V	5. 5	kw
7号サイレン	同 立間 572 (玄倉川左岸)		同		

別表第5 (第16条関係)

観測	則すべ	き	観測施設			観測の回数
事		項	名称	位置	構造又は能力	(既例り)凹刻
貯れ	k位及	び	玄倉調整池水位	神奈川県足柄上郡山北町玄倉	有線テレメータ・自記記録	年 日
流	入	量	観測所	字大ノ山 597 の 14	計付電波式	毎日
17夕	- 1∠	量	玄倉雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録	=
降水量		工		計付転倒マス型	同	

別表第6 (第16条関係)

観測及び測定をすべき事項			観測又は測定の回数	
気	象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日	
水	象	使用水量	毎日	
調整池内及びその末端付近のたい砂の状況			少なくとも毎年1回	

資料 11(第5章第2関係)

神奈川県熊木ダム操作規程

目次

第1章 総則(第1条~第8条)

第2章 ダム及び調整池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法 (第9条~第12条)

第2節 放流の際にとるべき措置等 (第13条~第18条)

第3章 洪水における措置に関する特則(第19条~第21条)

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、熊木ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法並びにダム及び熊木 調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

- 第2条 企業庁利水局酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者(以下「主任」という。)1 人を置く。
- 2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。 (ダム及び調整池の諸元等)
- 第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ダム

ア 高さ 15.0メートル

- イ 堤頂の標高 777.0メートル
- ウ 越流頂の標高 770.0 メートル
- エ 洪水吐ゲート
 - (7) 規模及び数 高さ 6.3 メートルで幅 10 メートルのもの 1 門
 - (4) 開閉の速さ 1分間につき 0.3 メートル
- オ 調整ゲート
 - (ア) 上部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.07 メートルで幅 2.14 メートルのもの 1 門
 - (4) 下部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.55 メートルで幅 2.13 メートルのもの 1 門
- カ 計画洪水流量 毎秒 130 立方メートル
- (2) 調整池

- ア 直接集水地域の面積 17.8 平方キロメートル
- イ 湛水区域の面積 0.016 平方キロメートル
- ウ 最大背水距離 0.18 キロメートル
- エ 計画洪水位 標高 773.8メートル (水位計による表示 2.2メートル)
- オ 常時満水位 標高 776.0メートル (水位計による表示±0メートル)
- カ 最低水位 標高 772.0メートル (水位計による表示-4.0メートル)
- キ 有効貯水容量 38,000 立方メートル
- (3) 最大使用水量 毎秒2立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が 毎秒35立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているとき をいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至つた時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位(以下「貯水位」という。)は、熊木調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

- 第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分 と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除し て算定するものとする。
- 2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び調整池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留す

る場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

- 第10条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流(以下「ダム放流」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。
 - (1) 第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
 - (2) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
 - (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第2に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水叶ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

- 第12条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成するゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、右岸に最も近いものから左岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。
- 2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、 これを開いた順序と逆の順序により行なうものとする。
 - (1) 上部調整ゲート
 - (2) 下部調整ゲート
 - (3) 洪水叶ゲート
- 3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。 ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度 を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合 を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流(ダム放流の中途における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。)の開始の少なくとも30分前に別表第3に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第 14 条 法第 48 条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から玄 倉ダム地点までの玄倉川の区間について行なうものとする。

- 2 河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行なうものとする。
 - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約 10 分間
 - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により 当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約10分間
 - (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

- 第15条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項を記録しておかなければならない。
 - (1) 操作の理由
 - (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
 - (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
 - (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
 - (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
 - (6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況(観測、測定等)
- 第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 5 に定めるところにより行なうものとする。
- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第6に掲げる事項のうち、ダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期 に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなけ ればならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その 影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び 調整池の点検 (調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出 る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状 態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 18 条 主任は、ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ち に河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

- 第19条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
 - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の規定による観測施設、法第46条第2項の規定による通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
 - (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
 - (4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
 - (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
 - (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒時における措置)

- 第20条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

- 第21条 主任は、洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において行なわなければならない。
 - ア 洪水が始まつた時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開した時から、流入量が 最大となつた時を経て貯水位が常時満水位に達するまでの間、全開を継続すること。

- ウ イの規定による措置により常時満水位に達した時から流入量が毎秒2立方メート ルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流する こと。
- エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に達した時以後においては、アからウまでの規定の例により調整池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日企業管理規程第2号)

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成 10 年神奈川県条例第 47 号)の施行の日から施行する。

附則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 17 年 3 月 29 日企業管理規程第 21 号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 18年3月31日企業管理規程第14号抄)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。附 則(平成21年3月31日企業管理規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

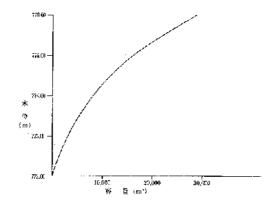
この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月31日企業管理規程第17号)

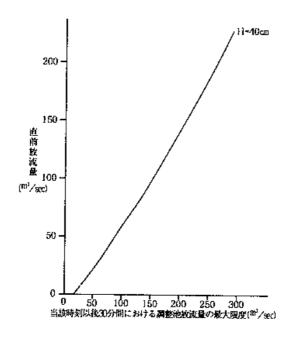
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月11日企業管理規程第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1(第8条関係)





別表第3 (第13条関係)

通	知の相手方	通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	迪州文は座桁の万仏
企業局長	企業局利水電気部利水課	
神奈川県知事	県西土木事務所工務部河川砂防第一課	
同	三保ダム管理事務所	
同	県西地域県政総合センター総務部安全防	
	災課、県西地域県政総合センター	電話
	総務部足柄上県民・安全防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	総務防災課	
小田原市長	消防本部情報指令課	

別表第4 (第14条関係)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレン 又 は	
1 号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 597 の 17(玄倉川左岸)	3相200以	7 2.2kw
2号サイレン	同 大ノ山 597 の 16(玄倉川左岸)	司]
3-1 号サイレン	同	3相200以	7 3.7kw
3-2号サイレン	同	3相200以	7 2.2kw
3-3号サイレン	同	Ħ]

別表第5 (第16条関係)

観測	すべ	き		観測の回数		
事		項	名称	位置	構造又は能力	既例り四数
貯水	位及	び	熊木調整池水位	神奈川県足柄上郡山北町	有線テレメータ・自記記録	毎日
流	入	量	観測所	玄倉字大ノ山 597 の 17	計付超音波式	14 口
降	水	骨	熊木雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録	同
r -r	/1/	里	パペノトトトリ 単節(例)/月		計付転倒マス型	l+1

別表第6 (第16条関係)

		観測及び測定をすべき事項	観測又は測定の回数
気	象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日
水	象 使用水量		毎日
調整池内	7及びその	の末端付近のたい砂の状況	少なくとも毎年1回

寒川取水施設管理規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規定は、寒川取水施設(以下「取水施設」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(管理責任者)

第2条 取水施設の管理責任者は、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長(以下「所 長」と いう。)とする。

(管理すべき施設)

第3条 この規定により、管理すべき施設は、別表第1に掲げるものとする。

(取水施設の目的)

第4条 取水施設の目的は、上水道用水及び工業用水の取水を目的とする。

第2章 取水位等

(取水位)

第5条 取水位は、出水時及び洪水時を除き標高5.15メートルを最高とする。

(取水位の測定)

第6条 取水位は、取水堰上流右岸に取り付けられた水位計により測定するものとする。

第3章 出水時及び洪水時における措置

(出水及び洪水)

- 第7条 この規程において「出水」とは、取水堰地点への流入量が毎秒150立方メートル以上、
 - 2100立方メートル未満における当該流水をいい、「洪水」とは、取水堰地点への流入量が毎秒
 - 2100立方メートル以上における当該流水をいう。

また、「出水時」及び「洪水時」とは出水または洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒体制)

- 第8条 所長は次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
 - (2) 城山ダムからの放流が予想されるとき。
 - (3) その他、洪水警戒体制をとる必要があるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとったときは直ちに次の各号に定める措置を

とらなければならない。

- (1) 神奈川県城山ダム管理事務所及びその他の関係機関との連絡及び情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械等の点検及び整備、その他取水堰の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第4章 放流の原則

(放流)

第11条 所長は、取水堰から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。ただし流入量が急激に増加している場合、その他やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(下流責任放流量)

第12条 取水堰から下流への放流量は、毎秒8立方メートル以上にしなくてはならない。

(放流に関する通知等)

第13条 所長は、放流により下流の水位が急激に上昇すると認められるときは、これによって生ずる 危害を防止するため関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとるもの とする。

第5章 ゲートの操作

(ゲートの操作)

- 第14条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ゲートから放流することができる。
 - (1) 出水時及び洪水時。
 - (2) 水位を維持する必要があるとき。
 - (3) 点検及び整備等のため必要なとき。
 - (4) その他必要と認めたとき。

第6章 点検整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、堰に係わる施設等を常に良好な状態に保つために点検及び整備を行わなければならない。

(調査又は測定)

第16条 所長は、別表第2に掲げる事項の項目について調査及び測定を行いものとする。

第7章 記録等

(操作に関する記録)

- 第17条 所長は、取水堰のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。
 - (1) 気象及び水象の状況。
 - (2) 操作したゲートの名称、ゲート操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動。
 - (3) 第13条の規定による通知に関する事項。
 - (4) その他特記すべき事項。

(調査結果の記録)

第18条 所長は、第16条の規定により行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。 (管理月報及び管理年報の作成)

第19条 所長は、取水堰管理月報及び取水堰管理年報を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年1月29日付け国関整水第100号の2水利使用規則第9条の規定により 河川管理者の承認を受けた日から施行する。

別表第2

調査及び測定事項

事	項	項	目	事		項	項		目
気	象	天	候	水		象	水		位
		気	圧				流	入	量
		気	温				放	流	量
		風	向				取	水	量
		風	速				水		温
		降	水量	そ	の	他	堆	砂(3	年毎)

管理すべき施設

施設名	概	
1 取 水 堰	位置(左岸)神奈川県高座郡寒川町宮山字十二天3175番の54ほ (右岸)神奈川県平塚市田村字天神下6772番地の5ほ 高さ 6.0m 長さ 270m	
(1) 制水ゲート	鋼製ローラーゲート 高さ 2.5 m 幅 20.0 m	3門
(2) 土砂吐ゲート	鋼製ローラーゲート 高さ 3.0 m 幅 13.0 m	1 門
(3) 取水堰越流部	越流部越流頂高 標高 5.0 m	
2 取 水 口	位置(左岸)神奈川県高座郡寒川町宮山字十二天4766番の4115幅 20.0m	也先
(1) 取水ゲート	(共同) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.5 m 幅 2.3 m	2 門
	(高度) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.3 m 幅 3.3 m	2 門
(2) 土砂吐ゲート		
ア スクリーン	鋼製傾斜格子型スクリーン	1式
イ 自動除塵機		5台
3 導 水 路	(共同) 高さ 2.5m 長さ 308.837m 幅 2.3m 2連	箱型
	(高度)高さ 2.3m 長さ 292.752m 幅 3.3m 2連	箱型
(1)堤防前ゲート	(高度) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.3 m 幅 3.3 m	2門
4 沈 砂 池	(共同) 長さ 75.6m 幅 40.5m	2連
	(高度) 長さ 105.7m 幅 40.4m	2連
5 監 視 装 置	データー受信装置	1式
	気象観測装置	1式
6 堆砂処理装置	天日乾燥床 1	2池
	吸砂装置	2台
7 電 源 設 備	商用電源 3. 3kV受電 予備電源 3. 3kV 100kVA 1 台 200V 100kVA	1台

資料13 (第5章第3関係)

二ヶ領用水水門操作協約

第1章 総 則

- 第1条 この協約は昭和24年6月15日の協定(以下「協定」という。)の趣旨に基づいて現地の 状況に即応し円滑なる取水を行うと共に治水の完璧を図ることを目的とする。
- 第2条 この協約に於て「水門」とは二ヶ領用水の取水口水門及び堰提放水門をいう。
- 第3条 この協約於て関係者とは建設省、東京都及び神奈川県をいう。
- 第4条 協定及びこの協定の確実な実施については関係者は各々緊密な連絡を図るとともに最善の 努力を払わなければならない。

第2章 管 理

- 第5条 水門の操作は協定及び協約に基づいて稲毛、川崎二ヶ領用水の管理者(以下「用水管理者」 という。)である川崎市長がこれを行う。
- 第6条 用水管理者は予め水門看守員を定めこれを関係者に届出なければならない。
- 第7条 用水管理者は水門操作に要する材料、器具及び器材の種類及び数量を定めこれを一定個所に 常置しなければならない。
- 第8条 出水及び渇水の場合は用水管理者は臨機の処置をとると共に速やかにこれを関係者に報告しなければならない。
 - 2 事故又は故障によって水門操作不能の場合は前項に準じて処置しなければならない。
- 第9条 用水管理者は毎年3月及び7月の2回に亘り関係者立会の上水門操作の点検を受けなければならない。

第3章 取 水

- 第10条 取水の流量配分は「協定」による。
- 第11条 菅及び駒井の河川の表流量並びに二ヶ領用水の取水量は流速計を用いた実測法によるものとする。
- 第12条 前条に定めるもののほか取水量については、建設省の実測により関係者の承認を得た場合 は流量曲線による方法をとることができる。
- 第13条 渇水の場合は菅地先表流量が毎秒56立方米に達した時建設省より関係者に通達し以後は「協定」に基づいて処理しなければならない。

第4章 出水時の処置

第14条 出水又はそのおそれのある場合は建設省の指示により用水管理者は遅滞なく堰提放水門 を開いて治水に支障ないように処理しなければならない。

第5章 費用負担及び義務

- 第15条 この協約に定めるものの内水位流量の観測に要する費用については東京都及び神奈川県 がこれを負担しなければならない。
- 第16条 水門の操作不良のため河川の付属物及び河川の工作物に著しく損害を与えた場合は用水管理者はその責を負わなければならない。

第6章 雑 則

第17条 この協約の変更及び追加を要する場合は関係者の協議決定を経なければならない。

附 則

この協約は昭和24年8月15日より実施する。

協約者 東京都知事

安 井 誠一郎

協約者 神奈川県知事

内 山 岩太郎

立会者 建設省関東地方建設局長

井 上 清太郎

資料14 (第5章第3関係)

飯泉取水施設管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 取水方法(第4条~第6条)
- 第3章 出水時及び洪水時における措置(第7条~第10条)
- 第4章 ゲートの操作(第11条~第14条)
- 第5章 点検整備等(第15条・第16条)
- 第6章 記録等(第17条~第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、飯泉取水施設(以下「取水施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理すべき施設)

第2条 この規程により管理すべき施設は、別表第1に掲げるものとする。

(取水施設の目的)

第3条 取水施設の目的は、上水道用水の取水を目的とする。

第2章 取水方法

(取水の原則)

- 第4条 取水施設の操作は、次の各号によるものとする。
- (1) 神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)及び小田原市の上水道用水として、 毎秒最大20.95立方メートルを取水する。
- (2) 取水ぜきから下流に常時毎秒1.48立方メートル以上を放流する。

(取水位)

- 第5条 取水ぜきの取水のための水位(以下「取水位」という。)は、T.P.8.4メートルとする。
- 2 取水位は、取水ぜき上流左岸に取付けられた水位計により測定するものとする。

(取水量の調節及び計量)

第6条 取水量の調節は、導水ポンプによって行うものとする。

第3章 出水時及び洪水時における措置

(出水及び洪水)

第7条 この規程において「出水」とは、取水ぜき地点への流入量が毎秒200立方メートル以上800立方メートル未満の場合における当該流水をいい、「洪水」とは、取水ぜき地点への流入量が毎秒800立方メートル以上の場合における当該流水をいう。

(洪水警戒体制)

- 第8条 飯泉取水管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。
- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が当該地域について発せられたとき。
- (2) 神奈川県三保ダム管理事務所長が第2洪水警戒体制をとったとき。

(3) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第9条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。
- (1) 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター水防支部(土木センター内)、神奈川県三保ダム管理事務所、横浜地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測 及び情報の収集を密にすること。
- (2) 洪水時において操作する必要があると認められる設備の点検(予備電源設備等の試運転を含む。)及び整備を行うこと。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水警戒体制を持続する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除する。

第4章 ゲートの操作

(ゲートの名称)

第11条 取水ぜきのゲート(以下「ゲート」という。)は、左岸側にあるものから順次1号ゲート、土砂吐ゲート、魚道ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート、7号ゲート及び8号ゲートというものとする。

(ゲートの操作)

- 第12条 所長は、取水位を保つことができないときは、流水に支障を与えないようにゲートの操作 を行わなければならない。
- 2 飯泉取水ぜきの流入量が毎秒1,000立方メートル以上の場合はゲートを全開にしておかなければならない。
- 3 所長は、次の各号の場合においては、ゲートの操作を行うことができる。
 - (1) 点検整備等のため必要なとき。
 - (2) その他必要と認めたとき。

(ゲートの操作方法)

- 第13条 魚道ゲート及び土砂吐ゲートを除くゲートの操作順序は、開門の場合は、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート、7号ゲート、8号ゲート及び1号ゲートとし、閉門は開門の逆順とする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合における2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート及び7号ゲートの1回の開閉の動きは、1.0メートルを越えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合、その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(危害防止のための措置等)

- 第14条 所長は、洪水時において、ゲートを操作するときは、これによって生ずる危害を防止する ため関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置をとるものとする。
- 2 所長は、出水時等、前項以外の場合において、ゲートを操作することによって危害を生ずるおそれがあると認められる場合は、一般に警告する。

第5章 点検整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、取水ぜき、取水口、ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具、 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両、その 他これらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特に予備電源 については適時試運転を行わなければならない。

(調査及び測定)

第16条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し、同表の項目について調査及び測定を行うものとする。

第6章 記録等

(操作に関する記録)

- 第17条 所長は、取水ぜきのゲート操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかな ければならない
- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 操作したゲートの名称、操作の開始及び終了の年月日及び時間、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動状況
- (3) 第14条の規定による通知に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(調査結果の記録)

第18条 所長は、第15条の規定により行った点検及び整備の結果並びに第16条の規定により 行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(管理年報の作成)

第19条 所長は、毎日の取水位、取水量、流入量及び下流放流量を年報に取りまとめ、翌年1月3 1日までに河川管理者に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。 (昭和49年3月28日神奈川県指令第395号)
- 2 この規程のうち、酒匂ダム管理事務所長(仮称)に関する事項は、酒匂ダム(仮称)が完成する までの間適用しない。
- 3 第4条第1項に規定する取水量は、酒匂ダム(仮称)が完成するまでの間、河川管理者と協議して定める。

附 則(昭和54年企管規程第11号)

- この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(昭和54年10月8日神奈川県指令河第203号) 附 則(昭和60年企管規程第8号)
- この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(昭和60年9月24日神奈川県指令河第217号) 附 則(平成7年企管規程第2号)
- この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。 (平成7年4月5日神奈川県指令河第14-4号) 附 則(令和元年企管規程第3号)
- この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(令和2年1月22日神奈川県指令河第1897号)

別表第1

管理すべき施設

名 称 飯泉取水施設

酒匂川左岸

小田原市中新田字押河原304番地先

酒匂川右岸

小田原市扇町33-1番地先

区	分	概	
1 取水ぜき		鉄筋コンクリート 1号~9号せき柱	
		全可動せき	
		提頂長 342.5 m	
(1) ゲート			
ア 洪水吐ゲート		油圧駆動式フラップゲート (1号及び8号)	
(1号~8号)		純径間36.0m 扉高1.7m 2門	
		鋼製ローラーゲート (2号~6号)	
		純径間34.0m 扉高2.4m 5門	
		鋼製ローラーゲート (7号ゲート)	
		純径間34.0m 扉高3.4m 1門	
イ 土砂吐ゲート		フラップゲート付ローラーゲート	
		/上段扉 純径間10.0m 扉高1.2m/下段扉 糸	屯
		径間10.0m 扉高2.2m/ 1門	
		油圧駆動式フラップゲート	
ウ 魚道ゲート		純径間8.0m 扉高0.95m 1連	
(2) 付属設備			
アー管理橋		鋼床板単純箱桁	
		有効幅員 2.1 m	
		9連 延長 331.7m	
イ 魚道		幅 10.0m 総高低差 2.4m	
ウ 水位計		電波式水位計 1式	
エ 照明設備		照明設備 1式	
オ テレビ設備		テレビ設備 1式	
力 警報設備		警報設備 1式	
(3) 護床及び護岸			
ア護床		上流 6,400 m²	
		下流 16,360 m²	

区分	概
イ 護 岸	左岸 上流 268m
	下流 129m
	右岸 上流 481m
	下流 126m
ウで管理道路	幅5.5m 延長425.0m (左岸取水口前)
2 取 水 口	取水口本体 鉄筋コンクリート造り
	全幅43.2m 奥行17.5m
	取水ゲート
	純径間 4.5 m 扉高 1.5 m 8 門
	スクリーン 1面 幅41.6m 斜長3.14m
3 沈 砂 池	よ 鉄筋コンクリート造り
	 取付部 幅10.6~19.5m
	深2.6~6.1 m
	 延長40.0m 4槽
	 本体 幅19.5m 延長70.0m
	深6.0~6.1m(有効水深)4.5m 4槽
	排砂設備 1式
4 ポンプ設備	
(1) 導水ポンプ	
アー企業団分	型式 両吸込横型渦巻ポンプ
	揚水量362m³/分/台
	全揚程82m
	出力 6,500kW/台
	台数 4台(うち予備1台)
イ 小田原市分	型式 両吸込多段ポンプ
	揚水量 20.8m³/分/台
	全揚程 23.0m
	出力 110kW/台
	台数 5台(うち予備1台)
(2) 計量設備	
アー企業団分	型式 電磁流量計
	口径 2, 400mm
	台数 1台
イ 小田原市分	型式 電磁流量計
	口径 800mm

区	分	概	要
5 操作設備等		台数 1台 取水ぜきの操作に必要な設備(予備電源設備を含む。) 通信警報設備等	及び

別表第2

調査及び測定項目

事	項	項				目	事		項	項	目
気	象	天気降風		水		候 温 量 向	~	D	他	河床変動 洪水被害 その他	
		風気				速圧	効		果	取水量	
水	象	水流下水水	流	入放	流	位量量温質					

資料15 (第5章第3関係)

相模取水施設管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条~第6条)
- 第2章 取水方法(第7条~第9条)
- 第3章 出水時及び洪水時における措置(第10条~第13条)
- 第4章 ゲートの操作(第14条~第16条)
- 第5章 取水樋管川表及び川裏ゲート並びに雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートの 操作(第17条・第18条)
- 第6章 点検整備等(第19条・第20条)
- 第7章 記録(第21条・第22条)
- 第8章 雑則(第23条)

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、相模川水系相模川における水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条第1項及び第55条第1項の許可(相模取水施設)(平成7年5月12日付建設省関地河調発第18号)に係る水利使用規則第9条第1項の規定に基づき、相模取水施設(別表第1に定める施設をいう。以下「取水施設」という。)の管理及び操作の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理すべき施設)

第2条 この規程により管理すべき施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(ゲートの名称)

- 第3条 相模大堰(以下「堰」という。)に設置されたゲートの名称は、左岸側にあるものから順次、左岸呼び水ゲート、左岸魚道ゲート、土砂吐ゲート、左岸調節ゲート、洪水吐1号ゲート、洪水吐2号ゲート、洪水吐3号ゲート、洪水吐4号ゲート、右岸調節ゲート、右岸呼び水ゲート及び右岸魚道ゲートとする。
- 2 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートは、上段扉及び下段扉からなる。

(取水施設の目的)

第4条 取水施設の目的は、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)と横須賀市の 水道用水の取水とする。

(管理責任者)

第5条 取水施設の管理責任者は、別表第1に掲げる施設のうち企業団と横須賀市が共有する施設及び企業団が所有する施設については、社家取水管理事務所長(以下「所長」という。)とし、横須賀市が所有する施設については、同市上下水道局有馬浄水場長とする。

(管理責任者の職務)

第6条 管理責任者は、各々の職員を指揮監督し、河川に関する法令及び水利使用規則のほか、この規程に定めるところにより取水施設を管理するものとする。

第2章 取水方法

(取水量)

第7条 企業団の取水量は、毎秒最大 7.19立方メートルとし、横須賀市の取水量は、毎秒最大0.916立方メートルとする。

(取水位)

- 第8条 堰の取水のための水位(以下「取水位」という。)は、T.P.+10.00メートルとする。
- 2 取水位は、堰上流左岸に取付けられた水位計により測定するものとする。

(取水量及び放流量の調節等)

- 第9条 取水量の調節は、企業団は導水ポンプの台数及び回転数により行い、横須賀市は導水ポンプの台数により行うものとする。
- 2 企業団及び横須賀市は、取水量の計算をそれぞれが所有する電磁流量計により行うものとする。
- 3 堰への流入量は、堰からの下流放流量及び取水量により算定するものとする。
- 4 下流放流量は、寒川取水堰地点において必要とする流量とし、通常時における放流量の調節は、左右岸呼び水ゲート並びに土砂吐ゲート及び右岸調節ゲートの上段扉の操作により行うものとする。
- 5 放流量は、取水位とゲート開度の相関により算定するものとする。

第3章 出水時及び洪水時における措置

(出水及び洪水)

第10条 この規程において、「出水」とは、堰地点への流入量が毎秒130立方メートル以上900立方メートル未満の場合における当該流水をいい、「洪水」とは、堰地点への流入量が毎秒900立方メートル以上の場合における当該流水をいう。

(洪水警戒体制)

- 第11条 所長は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が当該地域について発せられたとき。
 - (2) 神奈川県城山ダムからの放流が予想されるとき。
 - (3) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 国土交通省京浜河川事務所、国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県厚木土木水防支部(土木事務所内)、横浜地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
 - (2) 洪水時において操作する必要があると認められる設備、機械、器具等の点検(自家発電設備等の試運転を含む。)及び整備を行うこと。

- 2 前条及び前項に規定する洪水警戒体制に必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。 (洪水警戒体制の解除)
- 第13条 所長は、洪水警戒体制を持続する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第4章 ゲートの操作

(ゲートの操作)

- 第14条 所長は、取水位T.P.+10.00メートルを保つようにゲートの操作を行うものとする。
- 2 所長は、取水位がT.P.+10.00メートルを越え、前項に規定するゲートの操作によって この水位を保つことができない場合には、全ゲートを全開するものとする。
- 3 所長は、前2項に規定するもののほか、次の各号の1に該当する場合において、ゲートの操作 を行うことができる。
- (1) 点検整備等のために必要なとき。
- (2) その他必要と認めたとき。

(ゲートの操作方法)

- 第15条 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートの上段扉の操作順序は、原則として次の各号に定めるとおりとする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) アユの降下期

開門の場合においては、右岸調節ゲート、左岸調節ゲート、土砂吐ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。

- (2) アユの遡上期及びその他の時期
 - 開門の場合においては、土砂吐ゲート、右岸調節ゲート、左岸調節ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。
- 2 前項各号に定める時期については、相模川漁業協同組合連合会と協議して定めるものとする。
- 3 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートの下段扉並びに洪水吐各ゲートの操作順序は、開門の場合は土砂吐ゲート、右岸調節ゲート、左岸調節ゲート、洪水吐4号ゲート、洪水吐3号ゲート、洪水吐2号ゲート及び洪水吐1号ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。
- 4 前項の場合において、各ゲートの1回の開閉の動きは、1.0メートルを超えてはならない。 ただし、流入量が急激に増加しているときその他やむを得ないと認められるときは、この限りで ない。

(危害防止のための措置等)

- 第16条 所長は、出水時又は洪水時において、ゲートを操作するときは、これによって生ずる 危害を防止するため関係機関に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置をとるも のとする。
- 2 所長は、前項以外の場合において、ゲートを操作することによって危害を生ずるおそれがあると認められるときは、一般に警告するものとする。
- 3 放流警報設備、放流警報の方法、警報掲示板等については、企業長が別に定めるものとする。

第5章 取水樋管川表及び川裏ゲート並びに雨水排水樋管及び仔ア ユ帰還用水路のゲートの操作

(川表及び川裏ゲートの操作)

- 第17条 川表ゲートは、河川水位が上昇した場合、沈砂池との水位調整を行うために開度調節を 行うものとする。
- 2 川裏ゲートは、通常全開状態とし、維持管理、緊急時その他必要な場合に全閉する。

(雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートの操作)

第18条 雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートは、原則として、通常は全開にしておくものとするが、河川水位が計画高水位に達したときは、全閉しなければならない。

第6章 点検整備等

(点検及び整備)

- 第19条 所長は、次の各号に掲げる設備、機械等について常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、自家発電設備については適時試運転を行わなければならない。
 - (1) 堰
 - (2) 取水口
 - (3) ゲート
 - (4) ゲートを操作するために必要な設備、機械及び器具
 - (5) 警報、通信連絡及び観測のために必要な設備
 - (6) 警報のために必要な車両
 - (7) 前各号の設備、機械等の管理に必要な資材

(調査及び測定)

第20条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し、同表の項目について調査及び測定を行うものと する。

第7章 記 録

(操作に関する記録)

- 第21条 所長は、堰のゲート操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。
 - (1) 操作したゲートの名称、操作の開始及び終了の年月日及び時間、ゲートの開度並びにゲートの操作による放流量及び水位の変動状況
 - (2) 第16条第1項の規定による通知に関する事項
 - (3) 気象及び水象の状況
 - (4) その他特記すべき事項

(点検結果等の記録)

第22条 所長は、第19条の規定により行った点検及び整備の結果並びに第20条の規定により行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。

第8章 雑 則

(委任)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。

附 則(平成13年企管規程第1号)

この規程は、平成13年1月6日から施行し、第1条の規定による改正後の神奈川県内広域水道 企業団自家用電気工作物保安規程別表第2の規定は、平成12年11月1日から適用する。

附 則(平成16年企管規程第13号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年企管規程第14号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年企管規程第7号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1(第1条、第2条、第5条関係)

管理すべき施設

名称 相模取水施設

相模川左岸海老名市社家字湘築4617番地相模川右岸厚木市岡田5丁目2337番3及び2338番3

1 企業団と横須賀市が共有する施設

区			分	概
1	取	水	口	鉄筋コンクリート
				幅員 18.0m×延長26.0m
2	取	水	渠	取水渠部
				幅3.85m×高さ2.26m~1.873m×長さ55.454
				m×2連
				樋管部
				幅3.5m×高さ2.3m×長さ35.066m×2連
				(川表ゲート部2連を含む。)
				川裏ゲート部
				幅3.5m×長さ6.6m×2連
				導水渠部
				112.389m
				幅3. $5 \text{ m} \times $ 高さ2. $3 \text{ m} \times $ 長さ $\left\{ \begin{array}{c} 1 \text{ 1 2. } 389 \text{ m} \\ \\ 7 \text{ 0. } 489 \text{ m} \end{array} \right\}$ 2連
3	沈	砂	池	鉄筋コンクリート
	. –			有効幅員 70.4m(17.6m×4連)
				延長 116.0m(有効延長70.0m+移行部46.0m)
				深さ 5.0 m (有効水深3.5 m)
4	吸	水	井	鉄筋コンクリート
				幅35.8m×高さ7.0m×長さ11.5m×2連
5	排	砂 設	備	一式

2 企業団が所有する施設

区分	概 要
1 取 水 堰	鉄筋コンクリート 1号~8号堰柱 全可動堰 堰長 293.5m(河川幅495m)
(1) ゲ ー ト	
ア 調節ゲート	フラップゲート付鋼製ローラーゲート 2門 (左岸調節ゲート、右岸調節ゲート)
イ 洪水吐ゲート	上段扉 純径間40.0m 扉高0.65m 下段扉 純径間40.0m 扉高2.10m 鋼製ローラーゲート(1号~4号) 4門 純径間42.0m 扉高2.75m

区分	概 要	
ウ 土砂吐ゲート	フラップゲート付鋼製ローラーゲート 1門	
	上段扉 純径間21.0m 扉高0.65m 下段扉 純径間21.0m 扉高2.60m	
(2) 付属設備		
ア管理橋	有効幅員3.5m 橋長497.86m	
イ 魚 道	一式	
ウ 水 位 計 エ 照 明 設 備	一 式一 式	
オ監視用テレヒ設備	一式	
力 警報設備	一式	
(3) 水叩き、護床及び護岸		
ア水叩き	上流 20.0m 下流 30.0m	
イ護床	上流 40.0m	
	下流 60.0m	
ウ 高水護岸	上流 左岸 110.0m 右岸 110.0m	
	下流 左岸 150.0m	
	右岸 128.8m	
工低水護岸	上流 左岸 141.5 m	
	右岸 141.5m 下流 左岸 167.9m	
	右岸 167.9m	
2 ポンプ設備		
(1) 導水ポンプ	形式 両吸込横型渦巻ポンプ	
	揚水量139m³/分/台 全揚程49m 4台(内予備1台) 揚水量69.5m³/分/台 全揚程74m 3台(内予備1台	•)
(2) 計量設備	形式 電磁流量計	
	口径 2,000mm 1台	
	口径 1,100mm 1台 形式 超音波流量計 (バイパス用)	
	口径 1,000mm 1台	
3 付帯設備	受変電設備(自家発電設備を含む。)、活性炭注入施設等	

3 横須賀市が所有する施設

区		分	概	要
1	導水ポン	プ	形式 両吸込横型渦巻ポンプ	
			揚水量18.3m³/分/台 全揚程 36m 3台(内子	済 備 1 台)
			揚水量9.2m³/分/台 全揚程 36m 3台	
2	計 量 設	備	形式 電磁流量計	
			口径 700mm 2台(内1台バイパス用)	
3	付 帯 設	備	受変電設備等	

別表第2 (第20条関係)

調査及び測定項目

事	項	項			Ħ	事		項	項			目
気	象	天 気 降	水		候 温 量	ح	0	他	河 洪 そ	床 水 の	変被	動害他
		風 風 気			向 速 圧	効		果	取	水		量
水	象	水 流 下 水 水	入放	流	位量量温質							

資料16 (第5章第3関係)

東京都水道局羽村取水堰操作規程(抜粋)

平成8年1月19日 建関水第26号2

(堰施設の名称)

- 第4条 堰施設の名称は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 本流左岸側に設置された3門の堰を「投渡堰」といい、左岸側から順次「第1投渡堰」、「第2 投渡堰」、「第3投渡堰」という。

(洪水警戒態勢)

第10条 堰の管理に関連のある気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく洪水注意報若しくは洪水 警報又は水防法(昭和23年法律第193号)に基づく水防警報が行われ、その他洪水の発生のおそれが あるときは、洪水警戒態勢をとるものとする。

(投渡堰の操作)

- 第12条 堰地点の水位がAP+126.494メートルとなったときは、次の各号の順序により投渡堰の操作を行うものとする。
- (1) 堰の水位がAP+126.494メートルとなったときは、第1投渡堰を払うものとする。
- (2) 前号の措置を行った後において、堰の水位がAP+126.494メートルとなったときは、第2投渡堰を払うものとする。
- (3) 前2号の措置を行った後において、堰の水位がAP+126.494メートルとなったときは、第3投渡堰を払うものとする。

(危害防止のための通知等)

- 第14条 前条第1項の規定により投渡堰の操作をしようとするときは、操作に着手する予定時刻の1時間前までに、操作着手予定時刻を別表第2に掲げる機関に通知するものとする。
- 2 投渡堰の操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。 (投渡堰の仕付け)
- 第15条 第12条の規定により払った投渡堰の仕付けは、堰地点の水位が、AP+126.494メートル以下に低下した以降で、堰の仕付け及び取水に支障がないことを確認した後に開始するものとする。
- 2 前項の仕付けの順序は、第12条第1項に規定する順序の逆順とし、堰地点水位がAP+126.494メートルを超えないように仕付けるものとする。

別表第2 (第14条関係)

- 1 国土交通省京浜河川事務所管理課
- 2 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所
- 3 国土交通省京浜河川事務所多摩川出張所
- 4 国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所
- 5 国土交通省二ヶ領宿河原堰管理所
- 6 東京都建設局河川部防災課
- 7 東京都建設局西多摩建設事務所工事第二課
- 8 東京都建設局西多摩建設事務所福生工区
- 9 東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課
- 10 東京都建設局北多摩北部建設事務所工事第二課
- 11 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課
- 12 東京都建設局南多摩西部建設事務所工事課
- 13 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課
- 14 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター管理課
- 15 川崎市多摩区役所道路公園センター
- 16 羽村市総務部防災安全課

- 17 福生市総務部防災危機管理課
- 18 昭島市総務部防災課
- 19 あきる野市総務部地域防災課
- 20 警視庁第九方面本部
 - 21 警視庁福生警察署
 - 22 東京都消防庁警防部総合指令室多摩指令室
 - 23 東京消防庁福生消防署
 - 24 東京消防庁福生消防署羽村出張所
- 25 秋川漁業協同組合
 - 26 奥多摩漁業協同組合(奥多摩フィッシングセンター)
 - 27 浄水部浄水課
 - 28 水源管理事務所技術課
 - 29 東村山浄水管理事務所技術課
- 30 水運用センター運用課
- 31 東村山浄水管理事務所小作浄水場
- 32 東村山浄水管理事務所玉川浄水場

神奈川県の海岸法に関する陸閘等の操作規則

(定義)

第1条 神奈川県の海岸法に関する陸閘等の操作規則(以下「操作規則」という。)において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法(昭和31年法律第101号)、海岸法施行令(昭和31年11月7日政令第332号)及び海岸法施行規則(昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号)において使用する用語による。

(目的)

第2条 この操作規則は、海岸法第14条の2第1項の規定に基づき、海岸法施行規則第5条の6 で定めるところにより、神奈川県が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(常時閉鎖施設と操作を要する施設)

- 第3条 陸閘については、車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書に規定する施設を除く操作施設(この条及び次条第2項において「常時閉鎖施設」という。)は別表第1に定める。
- 3 常時閉鎖施設を開門した者は、車両、船舶等が通行した後に閉鎖しなければならない。
- 4 操作施設の管理者は、常時閉鎖施設の周辺において、前項に規定する事項を記載した書面を 明示しなければならない。

(操作の基準)

- 第4条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。
 - (1) 操作施設の所在地に震度5弱以上の地震が観測されたとき。
 - (2) 操作施設の所在地に別表第2に定める気象警報・注意報が発表されたとき。
 - (3) 前2号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 以下の場合に操作施設(常時閉鎖施設を除く。)の閉鎖操作態勢を解除する。
 - (1) 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
 - (2) 操作施設の所在地の別表第2に示す気象警報・注意報が解除されたとき。
 - (3) 前2号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は 開門操作を行わない。
- 4 第1項第3号及び第2項第3号の操作は、神奈川県から操作に従事する者への指示により行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は別表第2に定める。 (操作の方法)
- 第5条 操作は、安全かつ確実に行われていることを確認するとともに、操作施設ごとに定められた操作方法に基づき操作するものとする。
- 2 操作施設の操作は、安全確保の観点から、原則として2人以上の組で行うものとする。
- 3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に神奈川県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。

4 操作施設の操作は、別表第3に定める施設の操作を優先して行うものとする。ただし、災害 時の状況等これによりがたい場合は、この限りではない。

(操作に従事する者の安全の確保)

- 第6条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予 想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退 避するものとする。
- 2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安 全な場所に退避するものとする。
- 3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに神奈川県に報告しなければならない。
- 4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

- 第7条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、別表第4に定める頻度で行うものとする。
- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確 保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

- 第8条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年に1回以上行うものとする。
- 2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために 必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施 設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第9条 操作施設の操作の際に、海岸利用者、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、周知、安全な避難誘導その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第10条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附則

- この操作規則は、平成30年3月5日より施行する。 附 則
- この操作規則は、令和2年4月1日より施行する。 附 則
- この操作規則は、令和4年4月1日より施行する。 附 則
- この操作規則は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1 (第3条関係)

施設名	所在地
湘南港海岸 江の島地区	
江の島大橋こう門	藤沢市片瀬海岸1-15地先
湯河原海岸 吉浜地区	
門扉No11	足柄下郡湯河原町吉浜1356

別表第2 (第4条関係)

施設名	ı	所在地	操作基準
三浦海岸(全15箇	箇所)	三浦市南下浦町	1 地震時
上宮田地区門扉No 2		上宮田1225地先	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
門	扉No 3	上宮田1197地先	沿岸)に津波注意報、津波警報又は大津波
門	扉No 4	上宮田1450地先	警報(以下「津波注意報等」という。)を
門	扉No 5	上宮田1462地先	発表した時、門扉を閉鎖する。
門	扉No 5 A	上宮田3322地先	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
門	扉No 5B	上宮田3313地先	に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
門	扉No 6	上宮田3322地先	した後に、門扉を開放する。
菊名地区 門	I扉No 7	菊名1089地先	2 高潮及び波浪時
門	扉No 8	菊名1270地先	(1) 気象庁が三浦市に高潮警報又は波浪
金田地区 門	扉No 9	金田198地先	警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
門	扉No10	金田1018地先	(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解
門	扉No11	金田1908地先	除した後に、門扉の被害状況を確認し、安
門	扉No12	金田1909地先	全を確認した後に、門扉を開放する。
門	扉No13	金田1925地先	
門	扉No14	金田1925地先	
鎌倉海岸(全3箇	箇所)	鎌倉市	1 地震時
由比ガ浜地区	門扉No 1	長谷2-22	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
	門扉No 2	坂ノ下14	沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉
	門扉No 3	坂ノ下15	を閉鎖する。
			(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
			に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
			した後に、門扉を開放する。
			2 高潮及び波浪時
			(1) 気象庁が鎌倉市に高潮注意報又は波
			浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
			(2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を
			解除した後に、門扉の被害状況を確認し、
			安全を確認した後に、門扉を開放する。

油丰进发出 / 人, 然 字 \		1 Went
湘南港海岸(全1箇所)	藤沢市	1 地震時
江の島地区	II Net Marillon and Indian	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
江の島大橋こう門	片瀬海岸 1 −15地 ,	沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉
	先	を閉鎖又は閉鎖状況を確認する。
		(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
		に、門扉の被害状況を確認する。
		2 高潮及び波浪時
		(1) 気象庁が藤沢市に高潮警報又は波浪
		警報を発表した時、門扉を閉鎖又は閉鎖状
		況を確認する。
		(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解
		除した後に、門扉の被害状況を確認する。
大磯海岸(全1箇所)	大磯町	1 地震時
大磯地区 12号門扉	大磯1982	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
		沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉
		を閉鎖する。
		(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
		に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
		した後に、門扉を開放する。
		2 高潮及び波浪時
		(1) 気象庁が大磯町に高潮警報又は波浪
		警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
		(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解
		除した後に、門扉の被害状況を確認し、安
		全を確認した後に、門扉を開放する。
大磯港海岸(全11箇所)	大磯町	1 地震時
大磯地区 1号門扉	大磯1406	(1) 1号門扉から9号門扉については、
2 号門扉	大磯1422	気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)
3 号門扉	大磯1441	に津波注意報を発表した時、必要に応じ
4 号門扉	大磯1451	て、門扉を閉鎖する。10 号門扉及び11 号
5 号門扉	大磯1456	門扉については、気象庁が相模湾・三浦半
6 号門扉	大磯1708	島(神奈川県沿岸)に津波注意報を発表した
7 号門扉	大磯1716	時、門扉を閉鎖する。
8号門扉	大磯1713	(2) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
9号門扉	大磯1713	沿岸)に津波警報又は大津波警報を発表し
10号門扉	大磯1713	た時、門扉を閉鎖する。
11号門扉	大磯1989	(3) 気象庁が津波注意報等を解除した後
		に、門扉の被害情報を確認し、安全を確認
		した後に、門扉を開放する。
		2 高潮及び波浪時
		- 1941MVC 184184. 4

		(1) 1 号門扉から9号門扉については、
		気象庁が大磯町に高潮警報又は波浪警報を
		発表した時、必要に応じて、門扉を閉鎖す
		る。10号門扉及び11号門扉については、気
		象庁が大磯町に高潮警報又は波浪警報を発
		表した時、門扉を閉鎖する。
		(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解
		除した後に、門扉の被害状況を確認し、安
		全を確認した後に、門扉を開放する。
小田原海岸(全12箇所)	小田原市	1 地震時
前川地区 門扉No 1	前川523	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
門扉No 2	前川510	沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉
門扉No 3	前川482	を閉鎖する。
門扉No 4	前川426	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
門扉No 5	前川393-5	に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
門扉No 6	前川325	した後に、門扉を開放する。
門扉No 7	前川256	2 高潮及び波浪時
国府津地区門扉No 1	国府津4-3-5	(1) 気象庁が小田原市に高潮注意報又は
門扉No 3	国府津3-8-8	波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
門扉No 5	国府津3-11-25	(2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を
門扉No 6	国府津3-16-13	解除した後に、門扉の被害状況を確認し、
門扉No 7	国府津2-7-10	安全を確認した後に、門扉を開放する。
湯河原海岸(全15箇所)	足柄下郡湯河原町	1 地震時
吉浜地区 門扉No 1	吉浜913	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
門扉No 2	吉浜918	沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉
門扉No 3	吉浜929	を閉鎖する。
門扉No 4	吉浜951	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
門扉No 6	吉浜954	に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
門扉No 7	吉浜954	した後に、門扉を開放する。
門扉No 8	吉浜984	2 高潮及び波浪時
門扉No 9	吉浜999	(1) 気象庁が湯河原町に高潮警報又は波
門扉No10	吉浜1012	浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
門扉No11	吉浜1356	(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解
門扉No12	吉浜1396	除した後に、門扉の被害状況を確認し、安
門扉No13	吉浜1576-1	全を確認した後に、門扉を開放する。
門川地区 門扉No 1	吉浜1576-2	
門扉No 2	吉浜1576-2	
門扉No 3	吉浜1576-2	
. 3771		

優先順位	施	設名	所在地
三浦海岸(3	全15箇所)		三浦市南下浦町
1	上宮田地区	門扉No 2	上宮田1225地先
2	<i>II</i>	門扉No 3	上宮田1197地先
3	"	門扉No 4	上宮田1450地先
4	<i>II</i>	門扉No 5	上宮田1462地先
5	"	門扉No 5 A	上宮田3322地先
6	"	門扉No 5 B	上宮田3313地先
7	JJ	門扉No 6	上宮田3322地先
8	菊名地区	門扉No 7	菊名1089地先
9	11	門扉No 8	菊名1270地先
10	金田地区	門扉No 9	金田198地先
11	"	門扉No10	金田1018地先
12	11	門扉No11	金田1908地先
13	11	門扉No12	金田1909地先
14	11	門扉No13	金田1925地先
15	11	門扉No14	金田1925地先
鎌倉海岸(3	全3箇所)		鎌倉市
1	由比ガ浜地	区 門扉No 1	長谷2-22
2	11	門扉No 2	坂ノ下14
3	11	門扉No 3	坂ノ下15
湘南港海岸	(全1箇所)		藤沢市
1	江の島地区		片瀬海岸1-15地先 ※常時閉鎖
大磯海岸(全	全1箇所)		大磯町
1	大磯地区	12号門扉	大磯1982
大磯港海岸	(全11箇所)		大磯町
1	大磯地区	11号門扉	大磯1989
2	11	10号門扉	大磯 1713
3	11	4号門扉	大磯 1451
4	11	2号門扉	大磯 1422
5	11	3号門扉	大磯 1441
6	11	5 号門扉	大磯 1456
7	"	6 号門扉	大磯 1708
8	11	7号門扉	大磯 1716
9	11	8 号門扉	大磯 1713
10	11	9 号門扉	大磯 1713
11	11	1 号門扉	大磯 1406

小田原海岸	(全12箇所)	小田原市
1	前川地区 門扉No 1	前川523
2	ル 門扉No 2	前川510
3	ル 門扉No 3	前川482
4	ル 門扉No 4	前川426
5	ッ 門扉No 5	前川393-5
6	ッ 門扉No 6	前川325
7	ッ 門扉No 7	前川256
8	国府津地区 門扉No 1	国府津4-3-5
9	ッ 門扉No 3	国府津3-8-8
10	〃 門扉№ 5	国府津 3-11-25
11	ッ 門扉No 6	国府津 3-16-13
12	ッ 門扉No 7	国府津2-7-10
湯河原海岸	(全15箇所)	足柄下郡湯河原町
1 - 1	吉浜地区 門扉No 8	吉浜984
1 - 2	ル 門扉No 7	吉浜9541
1 - 3	〃 門扉№ 6	吉浜954
1 - 4	# 門扉No 4	吉浜951
1 - 5	ル 門扉No 3	吉浜929
1 - 6	ッ 門扉No 2	吉浜918
1 - 7	# 門扉No 1	吉浜913
2 - 1	ル 門扉No 9	吉浜999
2 - 2	ッ 門扉No10	吉浜1012
2 - 3	ッ 門扉No11	吉浜1356 ※常時閉鎖
2 - 4	# 門扉No12	吉浜1396
2 - 5	ッ 門扉No13	吉浜1576-1
2 - 6	門川地区 門扉No 1	吉浜1576-2
2 - 7	〃 門扉No 2	吉浜1576-2
2 - 8	〃 門扉No 3	吉浜1576-2

別表第4 (第7条関係)

施設名	所在地	訓練の頻度	
三浦海岸(全15箇所)	三浦市南下浦町		
上宮田地区門扉No 2	上宮田1225地先	机上又は実地訓練	
門扉No 3	上宮田1197地先	:年1回	
門扉No 4	上宮田1450地先		
門扉No 5	上宮田1462地先		
門扉No 5 A	上宮田3322地先		

門扉No 5 B 門扉No 6 上宮田3313地先 上宮田3322地先 菊名地区 門扉No 7 南名1089地先 金田地区 門扉No 9 金田198地先 門扉No 10 金田1018地先 門扉No 11 金田1908地先 門扉No 12 金田1909地先 門扉No 13 金田1925地先 門扉No 14 金田1925地先
対名地区 門扉No 7
門扉No 8菊名1270地先金田地区 門扉No 9金田198地先門扉No10金田1018地先門扉No11金田1908地先門扉No12金田1909地先門扉No13金田1925地先門扉No14金田1925地先鎌倉海岸(全3箇所)鎌倉市
金田地区 門扉No 9 金田198地先 門扉No10 金田1018地先 門扉No11 金田1908地先 門扉No12 金田1909地先 門扉No13 金田1925地先 門扉No14 金田1925地先 鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
門扉No10 金田1018地先 門扉No11 金田1908地先 門扉No12 金田1909地先 門扉No13 金田1925地先 門扉No14 金田1925地先 鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
門扉No11 金田1908地先 門扉No12 金田1909地先 門扉No13 金田1925地先 門扉No14 金田1925地先 鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
門扉No12 金田1909地先 門扉No13 金田1925地先 門扉No14 金田1925地先 鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
門扉No13金田1925地先門扉No14金田1925地先鎌倉海岸(全3箇所)鎌倉市
門扉No14 金田1925地先 鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
鎌倉海岸(全3箇所) 鎌倉市
由比ガ浜地区門扉No 1 長谷 2 - 22 机上又は実地訓練
門扉No 2 坂ノ下14 : 年1回
門扉No 3 坂ノ下15
大磯海岸(全1箇所) 大磯町 机上又は実地訓練
大磯地区 12号門扉 大磯1982 : 年1回
大磯港海岸(全11箇所) 大磯町
大磯地区 1号門扉 大磯1406 机上又は実地訓練
2 号門扉 大磯1422 : 年 1 回
3 号門扉 大磯1441
4 号門扉 大磯1451
5 号門扉 大磯1456
6 号門扉 大磯1708
7 号門扉 大磯1716
8 号門扉 大磯1713
9 号門扉 大磯1713
10号門扉 大磯1713
11号門扉 大磯1989
小田原海岸(全12箇所) 小田原市
前川地区 門扉No 1 前川523 机上又は実地訓練
門扉No 2 前川510 : 年 1 回
門扉No 3 前川482
門扉No 4 前川426
門扉No 5 前川393-5
門扉No 6 前川325
門扉No 7 前川256
国府津地区門扉No 1 国府津4-3-5
門扉No 3 国府津 3-8-8
門扉No 5 国府津 3-11-25
門扉No 6 国府津 3-16-13

門扉No 7	国府津2-7-10	
湯河原海岸(全15箇所)	足柄下郡湯河原町	
吉浜地区 門扉No 1	吉浜913	机上又は実地訓練
門扉No 2	吉浜918	: 年1回
門扉No 3	吉浜929	
門扉No 4	吉浜951	
門扉No 6	吉浜954	
門扉No 7	吉浜954	
門扉No 8	吉浜984	
門扉No 9	吉浜999	
門扉No10	吉浜1012	
門扉No11	吉浜1356	
門扉No12	吉浜1396	
門扉No13	吉浜1576-1	
門川地区 門扉No 1	吉浜1576-2	
門扉No 2	吉浜1576-2	
門扉No 3	吉浜1576-2	

[※] 湘南港海岸(江の島地区)は常時閉鎖施設のみのため、訓練は行わない。

小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程

(定義)

第1条 小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程(以下「操作規程」という。)において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法(昭和31年法律第101号)、海岸法施行令(昭和31年11月7日政令第332号)及び海岸法施行規則(昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号)において使用する用語による。

(目的)

第2条 この操作規程は、海岸法第14条の3第4項の規定に基づき、海岸法施行規則第5条の7 で定めるところにより、小田原市が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(操作の基準)

- 第3条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。
 - (1) 操作施設の所在地に震度5弱以上の地震が観測されたとき。
 - (2) 操作施設の所在地に別表第1に定める気象警報・注意報が発表されたとき。
 - (3) 前2号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢を解除する。
 - (1) 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
 - (2) 操作施設の所在地の別表第1に示す気象警報・注意報が解除されたとき。
 - (3) 前2号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は 開門操作を行わない。
- 4 第1項及び第2項の規定に関して、操作施設の操作基準は別表第1に定める。

(操作の方法)

- 第4条 操作は、安全かつ確実に行われていることを確認するとともに、操作施設ごとに定められた操作方法に基づき操作するものとする。
- 2 操作施設の操作は、安全確保の観点から、原則として2人以上の組で行うものとする。
- 3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に神奈川県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。
- 4 操作施設の操作は、別表第2に定める施設の操作を優先して行うものとする。ただし、災害 時の状況等これによりがたい場合は、この限りではない。

(操作に従事する者の安全の確保)

- 第5条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予 想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退 避するものとする。
- 2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに神奈川県に報告しなければ ならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではな い。

4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

- 第6条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、別表第3に定める頻度で行うものとする。
- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

- 第7条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年に1回以上行うものとする。
- 2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために 必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施 設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第8条 操作施設の操作の際に、海岸利用者の安全を確保するため、周知、安全な避難誘導その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第9条 この操作規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附則

この操作規程は、令和5年3月3日より施行する。

別表第1 (第3条関係)

施設名	施設名		操作基準
小田原海岸(全11箇所)		小田原市	1 地震時
小八幡地区	門扉No 1	小八幡3-7	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県
	門扉No 2	小八幡2-14	沿岸)に津波注意報、津波警報又は大津波
	門扉No 3	小八幡2-31	警報(以下「津波注意報等」という。)を
	門扉No 4	小八幡2-25	発表した時、門扉を閉鎖する。
酒匂地区	門扉No 5	酒匂4-13	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後
	門扉No 6	酒匂4-10	に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認
	門扉No 7	酒匂4-3	した後に、門扉を開放する。
	門扉No 8	酒匂3-15	2 高潮及び波浪時
東町地区	門扉No 9	東町4-9	(1) 気象庁が小田原市に高潮注意報又は
	門扉No10	東町2-9	波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
	門扉No11	東町2-8	(2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を
			解除した後に、門扉の被害状況を確認し、
			安全を確認した後に、門扉を開放する。

別表第2 (第4条関係)

優先順位	施設名		所在地
小田原海岸(全11箇所)			小田原市
1	小八幡地区	門扉No1	小八幡3-7
2	11	門扉No2	小八幡2-14
3	"	門扉No3	小八幡2-31
4	IJ	門扉No4	小八幡2-25
1	酒匂地区	門扉No8	酒匂3-15
2	"	門扉No7	酒句4-3
3	IJ	門扉No6	酒匂4-10
4	IJ	門扉No5	酒句4-13
1	東町地区	門扉No9	東町4-9
2	11	門扉No10	東町2-9
3	IJ	門扉No11	東町2-8

別表第3 (第6条関係)

施設名	所在地	訓練の頻度
小田原海岸(全11箇所)	小田原市	
小八幡地区 門扉No1	小八幡3-7	机上又は実地訓練
門扉No2	小八幡2-14	: 年1回
門扉No3	小八幡2-31	
門扉No4	小八幡2-25	
酒匂地区 門扉No5	酒匂4-13	
門扉No6	酒匂4-10	
門扉No7	酒匂4-3	
門扉No8	酒匂3-15	
東町地区 門扉No9	東町4-9	
門扉No10	東町2-9	
門扉No11	東町2-8	

防災行政通信網移動局一覧	(各水防支部)
	(1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /

水防支部名	種類	呼出番号
	車載型	116,117,118
横須賀土木水防支部	携帯型	240,241
平塚土木水防支部	車載型	119,120
十塚工小小的文明	携帯型	2 4 2 、 2 4 3 、 2 4 4
藤沢土木水防支部	車載型	121,122
	携帯型	245, 246, 247
藤沢土木水防支部	車載型	123,124
(なぎさ港湾部)	携帯型	248, 249, 250
原本土土水陆士如	車載型	130, 131, 132
厚木土木水防支部	携帯型	257, 258, 259, 260, 261
厚木土木事務所	車載型	128, 129
東部センター水防支部	携帯型	253, 254, 255, 256
厚木土木事務所	車載型	135, 136
津久井治水センター水防支部	携帯型	265, 266
県西土木水防支部	車載型	133,134
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	携帯型	262, 263, 264
県西土木事務所	車載型	125, 126, 127
小田原土木センター水防支部	携帯型	251, 252
横浜川崎治水水防支部	車載型	137, 138
	携帯型	267, 268, 269
横浜川崎治水事務所	車載型	139,140
川崎治水センター水防支部	携帯型	270, 271

○ 内線電話機から移動局への電話の掛け方

 $9-4\ 0\ 0-9\ 9-1\ 4-0\ 0\ 0-\times\times\times$

(車載型は $1 \times \times$ 、携帯型は $2 \times \times$)

※ 移動局同士は、直接3桁番号のみで掛けられる。

資料20 (第7章第4関係)

災害時における放送要請に関する協定(NHK)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57 条の規定に基づき、神奈川県知事が日本放送協会横浜放送局(以下「NHK横浜放送局」という。) に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆 電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な 場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHK横浜放送局に対し放送を行うこと を求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 神奈川県知事は、NHK横浜放送局に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放 送 事 項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHK横浜放送局は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県企画調整部防災消防課長及びNHK横浜放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびNHK横浜放送局が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、昭和39年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月1日

神奈川県知事 内 山 岩太郎

日本放送協会 横浜放送局 秋 山 竹次郎

災害時における放送要請に関する協定(ラジオ日本)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57 条の規定に基づき、神奈川県知事が株式会社アール・エフラジオ日本(以下「ラジオ日本」という。) に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆 電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な 場合において、その通信のため特別の必要があるときに、ラジオ日本に対し放送を行うことを求 めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 神奈川県知事は、ラジオ日本に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放 送 事 項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 ラジオ日本は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図る ため、神奈川県企画調整部防災消防課長及びラジオ日本報道部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびラジオ日本が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、昭和39年10月8日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月8日

神 奈 川 県 知 事 内 山 岩太郎

株式会社 ラジオ日本 取 締 役 社 長 佐々木 秀 雄

災害時における放送要請に関する協定(テレビ神奈川)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57 条の規定に基づき、神奈川県知事が株式会社テレビ神奈川(以下「テレビ神奈川」という。)に 放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆 電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な 場合において、その通信のため特別の必要があるときに、テレビ神奈川に対し放送を行うことを 求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 神奈川県知事は、テレビ神奈川に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放 送 事 項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 テレビ神奈川は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を そのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図る ため、神奈川県環境部防災消防課長及びテレビ神奈川報道部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびテレビ神奈川が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、昭和47年6月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和47年6月9日

神奈川県知事 津田 文悟

株式会社テレビ神奈川 代表取締役社長 菅 井 栄一郎

災害時における放送要請に関する協定(横浜エフエム)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57 条の規定に基づき、神奈川県知事が横浜エフエム放送株式会社(以下「横浜エフエム」という。) に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆 電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な 場合において、その通信のため特別の必要があるときに、横浜エフエムに対し放送を行うことを 求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 神奈川県知事は、横浜エフエムに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放 送 事 項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 テレビ神奈川は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を そのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図る ため、神奈川県環境部防災消防課長及び横浜エフエム編成報道部報道課長を連絡責任者とする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事および横浜エフエムが協議して定める ものとする。
- 第7条 この協定は、昭和61年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和61年4月1日

神奈川県知事 長洲 一二

横浜エフエム放送株式会社 上野 豊 代表取締役社長

水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準

1. 横浜地方気象台が発表する警報及び注意報

(種類及び発表基準について)

横浜地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その 状況を関東地方整備局長及び神奈川県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これ を一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合	一般の利用に適合する	Anne	
する警報・注意報	警報・注意報	概 要	
水防活動用	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき (別表1の基準に到達することが予想される場合)	
気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き いと予想されたとき	
水防活動用	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
津波警報	津波特別警報(大津波 警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいと予想さたとき	
水防活動用	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する おそれがあると予想されたとき (別表3の基準に到達することが予想される場合)	
高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する おそれが著しく大きいと予想されたとき	
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生 するおそれがあると予想されたとき (別表2の基準に到達することが予想される場合)	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき (量的基準) 東京湾 3.0m以上 相模湾 5.0m以上	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいとき	
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき (別表1の基準に到達することが予想される場合)	
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想された とき	
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたとき (別表3の基準に到達することが予想される場合)	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがある と予想されたとき (別表2の基準に到達することが予想される場合)	

2. 津波に関する警報、情報及び予報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模 (マグニチュード) が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが 困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の		津波の高さ予想の	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした	
種類	発表基準	区分	粉荷での発		場合にとるべき行動	
	予想される津波の高さ	10m<高さ	10m超		陸域に津波が及び浸水す	
大津波警報	が高いところで3mを	5 m<高さ≦10m	10m	巨大	るおそれがあるため、沿岸	
	超える場合	3 m<高さ≦5 m	5 m		部や川沿いにいる人は、た だちに高台や避難ビルな	
津波警報	予想される津波の高さ が高いところで1mを 超え、3m以下の場合	1 m<高さ≦3 m	3 m	高い	ど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さ が高いところで 0.2m 以上、1 m以下の場合 であって、津波による 災害のおそれがある場	0. 2m≦高さ≦ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合が ある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2)津波情報

ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の 高さに関する情報 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に 関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5 段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、資料-172(津波警報等の種類と 発表される津波の高さ等)参照] 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

425 AMA - BANKIE - SO SA - AE		
発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
	観測された津波の高さ>1 m	数値で発表
大津波警報	観測された津波の高さ≦1m	「観測中」と発表
) +1, \+1, \+1, \+1, \+1	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
津波警報	観測された津波の高さ<0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合 は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを 観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大 波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
1 .)\t. \t+ #6 +0	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で 発表
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ≦3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定 値は「推定中」と発表

津波警報	沿岸で推定される津波の高さ> 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で 発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定 値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で 発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警	より沿岸に近い他の沖合の観測 点(沿岸から100km以内にある沖 合の観測点)において数値の発表 基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
報が発表中	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発 表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあ る。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
津 波 予	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波 に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心 配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
報	津波警報等の解除後も海面変動が継続すると き(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水 浴などに際しては十分な留音が必要である旨を発表

(神奈川県の津波予報区)

津波予報区	区域
東京湾内湾 (トウキヨウワンナイワン)	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)、東京都(特別区に限る。)、神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)
相模湾・三浦半島 (サガミワンミウラハントウ)	神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。)



神奈川県内の津波予報区分図

別表1 大雨警報・注意報の発表基準

市町村等を	市町村		警報	大雨注意報		
まとめた地域		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
横浜・川崎	横浜市	15	104	11	61	
(世洪•川呵	川崎市	15	120	10	70	
	平塚市	17	128	12	93	
	藤沢市	15	107	11	78	
	茅ヶ崎市	15	115	11	83	
	大和市	16	119	12	86	
湘南	海老名市	16	137	12	100	
NI I∓J	座間市	18	148	12	108	
	綾瀬市	15	127	12	92	
	寒川町	18	-	12	124	
	大磯町	16	123	11	89	
	二宮町	16	128	12	93	
	横須賀市	20	96	14	56	
	鎌倉市	17	105	13	61	
三浦半島	逗子市	18	97	14	57	
	三浦市	22	94	16	55	
	葉山町	16	103	12	60	
相模原	相模原市	19	129	12	85	
	秦野市	15	133	11	93	
	厚木市	17	134	12	93	
県央	伊勢原市	16	132	11	92	
	愛川町	17	156	13	109	
	清川村	18	157	14	109	
	南足柄市	19	128	15	84	
	中井町	25	129	15	90	
足柄上	大井町	25	130	18	91	
√-1/1 <u>-</u>	松田町	25	129	17	90	
	山北町	22	170	18	112	
	開成町	25	_	18	128	
	小田原市	25	118	15	77	
西湘	箱根町	22	168	17	110	
13 /10	真鶴町	17	129	11	85	
	湯河原町	21	138	15	91	

表面雨量指数 : 表面雨量指数とは、短時間強雨等による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもので、1km四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数:土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、1km四方の領域ごとに算出する。

市町村等をまとめた地域市町	兵鳥恩境宇相阿大帷 平三 中 平三	パ川流域=4.6, いたら川流域=10.1, 久和川流域=6.2, 新田間川流域=11.4, 岡川流域=16.1 全共川流域=7	複合基準 島山川流域=(8,72), 境川流域=(10,185), 相尾川流域=(8,131), いたち川流域=(8,91), 今井川流域=(8,63), 株子川流域=(8,63),	指定河川洪水予報 による基準 多摩川 [田園調布(上)]	流域雨量指数基準 矢上川流域=11.6、早測川流域=10. 鳥山川流域=6.1、大龍川流域=4.9。 恩田川流域=14.2、有馬川流域=5.5.	複合基準 早測川流域=(5, 10), 鳥山川流域=(5, 6.1), 恩田川流域=(5, 13.2), 境川流域=(5, 15.2), 柏尾川流域=(5, 11.6),	指定河川洪水予報による基準
横浜・川崎	兵 市市 市市 平三 鳥思境宇相阿大唯 平三 海沢 海沢	山川流域=7.7、大熊川流域=6.2。 田川流域=17.8、有馬川流域=6.9。 川流域=19。 柏尾川流域=14.6。 田川流域=6.4、和泉川流域=7.7。 尺川流域=4.6。いた5川流域=10.1。 入和川流域=6.2、新田間川流域=11.4。 岡川流域=16.1、今井川流域=7.7。	境川流域=(10, 18.5), 柏尾川流域=(8, 13.1), いた5川流域=(8, 9.1), 大岡川流域=(8, 14.2), 今井川流域=(8, 6.3), 帷子川流域=(8, 12.3),	[田園調布(上)]	鳥山川流域=6.1, 大熊川流域=4.9, 恩田川流域=14.2, 有馬川流域=5.5,	鳥山川流域=(5, 6.1), 恩田川流域=(5, 13.2), 境川流域=(5, 15.2), 柏尾川流域=(5, 11.6),	
	⇒士 三沢		鶴見川流域=(8, 22.3)	鶴見川 [亀の子橋・綱島]	境川流域=15.2、柏尾川流域=11.6, 宇田川流域=5.1 和泉川流域=6.1, 相沢川流域=3.6, いたち川流域=8, 阿久和川流域=4.9, 新田間川流域=9.1, 大岡川流域=12.8, 今井川流域=5.6, 帷子川流域=9.9, 日野川流域=6.3	和泉川流域=(5, 6.1), いた5川流域=(5, 8), 阿久和川流域=(5, 39), 新田間川流域=(5, 9), 大岡川流域=(5, 12.8), 今井川流域=(5, 5.6), 帷子川流域=(8, 79), 鶴見川流域=(8, 15.8)	鶴見川 [亀の子橋・綱島]
平塚		類川流域=11.4、二ヶ領本川流域=9.3。 沢川流域=12.1、五反田川流域=6.7, ヶ領用水流域=4.1、矢上川流域=13.6。 馬川流域=5.7、麻生川流域=7.5	三沢川流域=(8, 10.7) 多摩川流域=(8, 46.3)	多摩川 [石原·田園調布(上)] 鶴見川 [綱島]	平瀬川流域=9.1, 二ヶ領本川流域=7.4, 三沢川流域=9.6, 五反田川流域=5.3, 二ヶ領用水流域=3.2, 矢上川流域=10.8, 有馬川流域=4.5, 麻生川流域=6	三沢川流域=(5, 9.6) 多摩川流域=(7, 37.7)	多摩川 [石原·田園調布(上)] 鶴見川 [綱島]
	塚市 不動 鈴川	町川流域=6.4, 入板川流域=9.1, 川流域=15.8, 歌川流域=6.2, 東川流域=7.5	渋田川流域=(9, 16.2), 金目川流域=(9, 18.5), 大根川流域=(9, 8.2), 鈴川流域=(9, 14.2), 相模川流域=(9, 66.7)	相模川下流 [神川橋] 相模川中流 [相模大橋]	渋田川流域=14.4、金目川流域=16.4、 不動川流域=5.1、大根川流域=7.2、 鈴川流域=12.6、歌川流域=4.9、 善波川流域=6	渋田川流域=(6, 14.4), 金目川流域=(9, 13.1), 大根川流域=(6, 7.2), 鈴川流域=(6, 12.6), 相模川流域=(9, 47.4)	相模川下流 [神川橋] 相模川中流 [相模大橋]
藤沢	沢市 境川	出川流域=6.3,目久尻川流域=14.1, 川流域=27,柏尾川流域=21.6, 地川流域=19.4,蓼川流域=9.8	柏尾川流域=(9, 19.4), 蓼川流域=(9, 8.8)	相模川下流 [神川橋] 相模川中流 [相模大橋]	小出川流域=5, 目久尻川流域=11.2, 境川流域=21.6, 柏尾川流域=17.2, 引地川流域=15.5, 蓼川流域=7.8	境川流域=(10, 17.3), 柏尾川流域=(6, 17.2), 蓼川流域=(6, 7.8)	_
茅ヶ魚	·崎市 千の	の川流域=10, 小出川流域=16.1	_	相模川下流 [神川橋] 相模川中流 [相模大橋]	千の川流域=8, 小出川流域=12.8	_	相模川下流 [神川橋]
大和湘南	和市 境川	川流域=22.6, 引地川流域=10.4	引地川流域=(9, 9.3)	-	境川流域=18, 引地川流域=8.3	引地川流域=(6, 8.1)	
海色 海老名		久尻川流域=10.6,鳩川流域=16.5, 地川流域=5.4	_	相模川中流 [上依知·相模大橋]	目久尻川流域=8.4, 鳩川流域=13.2, 永池川流域=4.3	_	相模川中流 [上依知·相模大橋]
座間	間市 目夕	久尻川流域=7.5, 鳩川流域=16	相模川流域=(15, 62.1)	相模川中流 [上依知]	目久尻川流域=6, 鳩川流域=12.8	目久尻川流域=(6,6), 相模川流域=(10,44.2)	相模川中流 [上依知]
綾瀬		久尻川流域=12.5, 引地川流域=15.5, 川流域=9.6, 比留川流域=7.6	_	_	目久尻川流域=10, 引地川流域=12.4, 蓼川流域=6.1, 比留川流域=4.8	-	_
寒川	川町 小出	出川流域=9.2, 目久尻川流域=14.9	小出川流域=(8, 8.2), 目久尻川流域=(8, 14.6)	相模川下流 [神川橋] 相模川中流 [相模大橋]	小出川流域=7.3, 目久尻川流域=11.9	小出川流域=(5, 7.3), 目久尻川流域=(8, 9.5), 相模川流域=(5, 56.2)	相模川下流[神川橋], 相模川中流[相模大橋]
大磯		目川流域=31.1,葛川流域=13.9, 動川流域=9.3	=	_	金目川流域=21.8, 葛川流域=11.1, 不動川流域=7.4	-	_
二宮		川流域=5.9, 中村川流域=13.9	葛川流域=(8, 5.3)	-	葛川流域=4.7, 中村川流域=11.1	葛川流域=(8, 3.8)	-
横須3		作川流域=15.6 電川流域=23.7, 滑川流域=8.7	ー 柏尾川流域=(10, 21.3)	<u> -</u>	平作川流域=12.4 柏尾川流域=18.9, 滑川流域=6.9	ー 柏尾川流域=(6, 18.9)	<u> -</u>
三浦半島 逗子		越川流域=9	一	1=	田越川流域=7.2	— (0, 10.9)	-
三浦	浦市		_	_		_	_
葉山	山町 下山	山川流域=10.6, 森戸川流域=6.3	_	<u> </u> -	下山川流域=8.4, 森戸川流域=5	_	
相模原 相模原		流域=15.6, 串川流域=9, 流域=18.6	境川流域=(9, 16.7), 相模川流域=(13, 61.2)	相模川中流 [上依知]	鳩川流域=12.4, 串川流域=7.2, 境川流域=14.8	鳩川流域=(8, 6.8), 境川流域=(6, 14.8), 相模川流域=(10, 43.5)	相模川中流[上依知]
秦野	野市 大根	十八瀬川流域=11.4, 金目川流域=14.4, 根川流域=6.3, 室川流域=12.2, 無川流域=9.2, 葛葉川流域=9.4	大根川流域=(8, 5)	_	四十八瀬川流域=9.1, 金目川流域=11.5, 大根川流域=5, 室川流域=9.7, 水無川流域=7.3, 葛葉川流域=7.5	大根川流域=(5, 4.5), 室川流域=(5, 9.7)	-
厚木	木市 中津	川流域=15.2, 小鮎川流域=17.9, 聿川流域=35.4, 恩曽川流域=9.5, 野川流域=10.1	_	相模川中流 [上依知·相模大橋]	玉川流域=12.1, 小鮎川流域=14.3, 中津川流域=28.3, 恩曽川流域=7.6, 荻野川流域=8	_	相模川中流 [上依知·相模大橋]
県央 伊勢!	原市 鈴川	向川流域=6.3, 渋田川流域=8.1, 川流域=9.7, 歌川流域=5.8, 皮川流域=6.2	_	相模川中流 [相模大橋]	日向川流域=5. 渋田川流域=6.4, 鈴川流域=7.7. 歌川流域=4.6, 善波川流域=4.9	渋田川流域=(5, 5.6), 歌川流域=(5, 3.9)	_
愛川	川町 中津	聿川流域=33.7	-	相模川中流 [上依知]	中津川流域=26.9	=	相模川中流 [上依知]
清川	川村 小鮨	贴川流域=12	_	_	小鮎川流域=9.6	_	_
南足村	利用	川流域=17.7,内川流域=10.1, 川流域=6.8,要定川流域=7.1, 刀洗川流域=11,矢佐芝川流域=8.7, 雄川流域=8.7,上総川流域=5.4	狩川流域=(12, 16.5)	酒匂川 [平山・松田]	狩川流域=14.1, 内川流域=8. 洞川流域=5.4, 要定川流域=5.6, 太刀洗川流域=8.8, 矢佐芝川流域=6.9, 大雄川流域=6.9, 上総川流域=4.3	狩川流域=(12, 11.7), 洞川流域=(7, 5.4)	酒匂川 [平山・松田]
中井		川流域=2.8, 中村川流域=11.7, 沢川流域=7.3	_	-	葛川流域=2.2, 中村川流域=9.3, 藤沢川流域=5.8	_	_
足柄上 大井	井町 川音	音川流域=19.7,菊川流域=5	_	酒匂川 [富士道橋]	川音川流域=15.7, 菊川流域=4		酒匂川[富士道橋]
松田	田町川省	音川流域=19.4, 中津川流域=13	_	酒匂川 [平山・松田・富士道橋]	川音川流域=15.5, 中津川流域=10.4	_	酒匂川 [平山・松田・富士道橋]
ЩЖ		里川流域=9.2, 皆瀬川流域=11.7, 内川流域=33.1	_	酒匂川[平山]	尺里川流域=7.3, 皆瀬川流域=9.3, 河内川流域=26.4	_	酒匂川[平山]
開成	成町 仙了	了川流域=3.5, 要定川流域=5.9		酒匂川 [松田·富士道橋]	仙了川流域=2.8, 要定川流域=4.7	酒匂川流域=(13, 49)	酒匂川 [松田·富士道橋]
	洞川 田原市 中村 山王		仙了川流域=(12, 4.5), 山王川流域=(24, 11.5)	酒匂川 [松田·富士道橋]	狩川流域=19.2、仙了川流域=4,洞川流域 =6. 要定川流域=5.6、中村川流域=10.4、 森戸川流域=8、山王川流域=9.4、 早川流域=22.8、酒匂堰流域=5.2、 坊所川流域=6.4	仙了川流域=(7, 4), 洞川流域=(7, 6), 山王川流域=(12, 8.2)	酒匂川[富士道橋]
西湘 西湘	酒飞		L				
	根町 早川	川流域=26.2, 須雲川流域=13.9 川流域=8.8	早川流域=(12, 23.5)	-	早川流域=20.9, 須雲川流域=11.1 水無川流域=7	早川流域=(12, 16.7)	_

注) 複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。 流域雨量指数 : 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨水が、地表面や地中を通って時間を かけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもので、1km四方の領域ごとに算出する。

市町村等を	市町村等	潮位			
まとめた地域		警報	注意報		
横浜•川崎 –	横浜市	2.3m *	1.4m		
	川崎市	2.6m *	1.4m		
	平塚市	1.6m *	1.4m		
	藤沢市	1.4m *	1.2m		
	茅ヶ崎市	1.5m *	1.3m		
	大和市	-	_		
湘南	海老名市	-	_		
/1¤ (+)	座間市	-	_		
	綾瀬市	-	_		
	寒川町	-	_		
	大磯町	1.6m *	1.4m		
	二宮町	1.5m *	1.3m		
	塔 須智古	(東京湾側) 1.7m*	1.5m		
	横須賀市	(相模湾側) 1.2m*	1.0m		
	鎌倉市	1.4m *	1.2m		
三浦半島	逗子市	1.3m *	1.1m		
	三浦市	(東京湾側) 1.4m*	1.2m		
		(相模湾側) 1.2m*	1.0m		
	葉山町	1.3m *	1.1m		
相模原	相模原市	-	_		
	秦野市	-	_		
	厚木市	_	_		
県央	伊勢原市	-	_		
	愛川町	-	_		
	清川村	_	_		
	南足柄市	_	_		
	中井町	-	_		
足柄上 —	大井町	_	_		
	松田町				
	山北町				
	開成町		_		
	小田原市	1.3m *	1.1m		
西湘	箱根町		_		
도크 NUR	真鶴町	1.3m *	1.1m		
	湯河原町	1.3m *	1.1m		

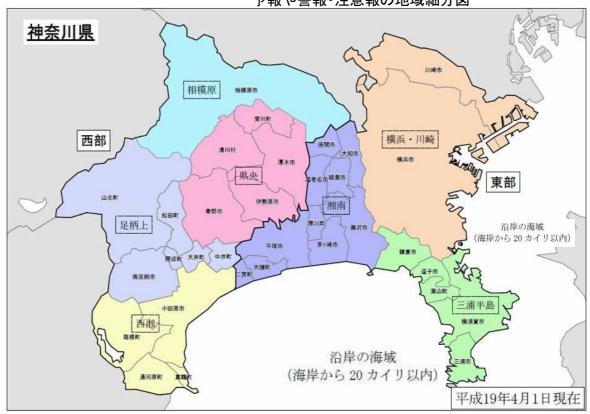
注)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる

^{*} 神奈川県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、 これによらず高潮警報を発表する場合がある

2 予報や警報・注意報の地域細分

横浜地方気象台が発表する予報や警報・注意報の地域細分は次のとおりである。

予報や警報・注意報の地域細分図



府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域)				
	東部	横浜∙川崎	横浜市	川崎市			
		湘南	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	海老名市
			座間市	綾瀬市	寒川町	大磯町	二宮市
		三浦半島	横須賀市	鎌倉市	逗子市	三浦市	葉山町
神奈川県	西部	相模原	相模原市				
		県央	秦野市	厚木市	伊勢原市	愛川町	清川村
		西部足柄上	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
		足物工	開成町				
		西湘	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	

注意報・警報は、市町村を対象に区域(沿岸の海域を含む)に分けて発表する

資料22 (第14章第1関係)

水 防 準 備 配 備 規 程

<水 防 本 部 用>

(趣旨)

第1条 この規程は、気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)第16条の規程のうち 大雨注意報及び洪水注意報(以下「注意報」と総称する。)等が発せられた場合その他特別 の事情がある場合における水防準備配備班の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(水防準備配備班の設置)

- 第2条 県土整備局に、水防準備配備班(以下「準備班」という。)を置く。
 - 2 準備班は、警戒配備体制の事前活動としての災害の未然防止、情報の収集等の活動を行うことを任務とする。

(構成員等)

- 第3条 準備班の構成員は、総務室、県土整備経理課、建設業課、用地課、都市計画課、技術管理課、環境共生都市課、交通企画課、都市整備課、都市公園課、道路企画課、道路管理課、道路整備課、河港課、砂防課、下水道課、住宅計画課、公共住宅課、建築指導課、建築安全課及び営繕計画課に勤務する職員をもって充てる。
 - 2 前項の規定に関わらず、課長、その他やむを得ない理由がある職員は、準備班の構成員に 充てないことができる。
 - 3 第1項に定める構成員の中から、厚木土木事務所津久井治水センター又は横浜川崎治水事 務所川崎治水センターの体制に必要と認められる職員を配置する。

(班の種類及び構成)

第4条 準備班の種類及び構成は、別に定める。

(準備班の体制)

- 第5条 準備班は、次の各号のいずれかに該当する場合には、準備配備につかなければならない。
 - (1) 大雨注意報が発表された場合。
 - (2) 洪水注意報が発表された場合。
 - (3) 高潮注意報が発表された場合。
 - (4) 津波注意報が発表された場合。
 - (5) 多摩川氾濫注意情報(洪水注意報)、相模川下流氾濫注意情報(洪水注意報)、相模川中流氾濫注意情報(洪水注意報)、鶴見川氾濫注意情報(洪水注意報)及び酒匂川氾濫注意情報(洪水注意報)が発せられた場合。
 - (6) ダム担当については、城山ダム又は三保ダムにおいてダム放流警報要領における第2警 戒体制に入り、洪水調節が行われる場合又は予想されると河港課長が判断した場合。
 - (7) 海岸港湾担当については、東京湾沿岸又は相模灘沿岸において、高潮氾濫発生情報を発表する場合又は発表が予想されると防災なぎさ担当課長が判断した場合。
 - 2 県土整備局長は、情報の判断により準備班を増減することができる。

(準備体制の解除)

- 第6条 準備班は、次の各号のいずれかに該当する場合は、準備配備を解除することができる。
 - (1) 気象庁予報警報規程第16条の規程による注意報が解除された場合。
 - (2) 防災なぎさ担当課長が準備配備の必要がないと認めた場合。
 - (3) ダム担当については、城山ダム及び三保ダムにおいて洪水調節が終了し放流量の増加が 見込まれないと河港課長が判断した場合。
 - 海岸港湾担当については、東京湾沿岸及び相模灘沿岸において高潮氾濫発生情報解除を (4)発表し防災なぎさ担当課長が準備配備の必要がないと認めた場合。

(出 動)

- 第7条 準備班の構成員は、準備配備についた時は、水防準備配備等に必要な事項を記載し、班長の 指示に従い任務につかなければならない。
 - 2 準備班の構成員は、出張、休暇等で出動できないときは、代行者を定め、班長の指示を受け るものとする。
 - 3 第1項の規定は、代行者について準用する。

(班長の責務)

- 第8条 準備班の班長は、準備配備についたときは、班の構成員を指揮し、事務のとりまとめを行う ものとする。
 - 2 準備班の班長は、その任務が終わったときは、水防配備復命書を作成し、すみやかに防災な ぎさ担当課長に報告しなければならない。

(執務場所)

第9条 準備班の執務場所は、水防室とする。

(構成員の異動等による措置)

- 第10条 防災なぎさ担当課長は、準備班の構成員が人事異動等により欠けるに至った場合は、補欠要 員のうちから後任者を定めるものとする。
 - 2 防災なぎさ担当課長は、前項の規定により後任者を定めたときは、その氏名等を当該所属の 課長に報告しなければならない。

(補

第11条 この規定に定めるもののほか、準備班の設置等に関し必要な事項は、防災なぎさ担当課長が 定める。

附 則

附 則

この規程は、昭和47年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

附

この規定は、令和元年6月28日から施行する。 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 この規定は、令和4年4月1日から施行する。 附

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画)より抜粋

○ 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は 財産の保護のため緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要で あると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して、災害派遣を要請します(詳細 は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます)。

要請範囲は概ね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- 遭難者等の捜索活動
- 水防活動
- 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- 応急医療・救護・防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口/所在地/ NTT電話/防災行政通信網
	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291/2809 内線(404/728)
県内全域	第 1 師 団 長	東京都練馬区北町4-1-1 03(3933)1161/2807 内線(2750/2757)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048 (460) 1711 内線(2256/2237)

・海上自衛隊の派遣を要請をする場合

担当区域	要 請 先	担当窓口/所在地/
		NTT電話/防災行政通信網
県内海岸地域	横 須 賀 地 方総 監	横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目 無番地 046(822)3500/2814 内線 (2222/2223)
県内海岸地域 主として航空 機を必要とす る場合	第 4 航 空 群 司 令	第 4 航空群司令部 綾瀬市無番地 0467 (78) 8611/2815 内線(2241/2245)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害 の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊 と市町村が協議する。

【出典;第2編 風水害対策編、第3章 災害時の応急活動計画、第15節 広域的応援体制】

参考資料

参考資料 1	水 防 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 1
参考資料 2	神奈川県水防協議会条例	参一 19
参考資料 3	神奈川県水防協議会委員名簿	参一 21
参考資料 4	神奈川県水防本部要員服務要領	参一 23
参考資料 5	水防配備発令様式<水防本部用>	参一 26
参考資料 6	命令伝達簿<水防本部用> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 27
参考資料 7	水防体制活動経過様式(水防本部用)	参一 28
参考資料8-1	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の	
	インターネット配信(市町村等への配信) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 29
参考資料8-2	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の	
	インターネット配信(県民向け) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 30
参考資料8-3	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の	
	携帯電話への配信(県民向け)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 31
参考資料8-4	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の	
	スマートフォンへの配信(県民向け) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 32
参考資料9	危機管理型水位計一覧表	参一 33
参考資料10	簡易型河川監視カメラ設置箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 36
参考資料11	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参一 37
参考資料12	水防活動関係機関連絡先一覧【国関係】<水防本部用> ・・・・・・・	参一 39
その2	水防活動関係機関連絡先一覧【県関係】<水防本部用>・・・・・・・・・・・	参一 40
その3	水防活動関係機関連終先一覧【報道関係】<水防太部用> ······	参一 43

水防法

田和24年6月4日 法律第193号 最終改正 令和3年5月10日

第一章総則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる 被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大雨の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨量を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を 含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」と いう。)若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者 若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規 定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を 置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあると き、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水 防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適当である と認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を 勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

- 第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、 又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一 の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域につい て二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行う べき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、 関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡さ れる財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該 財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了す るまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

- 第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。
- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して 定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべ き責任を有する。 (指定水防管理団体)

第 四 条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

- 第 五 条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
- 2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある 消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなけれ ばならない
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。 (水防団)
- 第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

- 第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 1 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉 に関して必要な事業を行うよう努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団 員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組 合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償 金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第 七 条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者 の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動 に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合に準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府 県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の 変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したとき は、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県水防協議会)

- 第 八 条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府 県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体 の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各号に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第 九 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防御施設(津 波防災地域づくりに関する法律 第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において 同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、 津波防御施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第 十 条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、 その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、 通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなけ ればならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により 国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同し て、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは 流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知 するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で 定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に 係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。 (都道府県知事が行う洪水予報)
- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 (水位の通報及び公表)
- 第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれが あることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、

量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条 第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害 の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で 定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設またはこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。)雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設とのの水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならな

V,

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

- 第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した 河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水に よる災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 二 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条 第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定め る基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で 定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項に おいて準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する 公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で 定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で 定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつて は、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は 浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、 想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸につい て高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものと する
 - 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒 すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二条の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次

に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項 を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時等、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定める ときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者 への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛 水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛 水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防 災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一にお いて「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に 含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の 必要な措置を講じなければならない。
 - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条 に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街

等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これ を市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 4 前第二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合に おいて、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を 図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をするこ とができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由 がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅 滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、 正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、 同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う とともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の 所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確 保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を 置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事 項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

- 第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、 当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市 町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標 識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは 除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、 当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象 台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員 は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象 台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合 において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準 用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八 条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると 認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼 又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると 認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、 これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

- 第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水 防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない 空地及び水面を通行することができる。
- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

- 第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

- 第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、 警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、 又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれ らの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動 を求めることができる。

(応援)

- 第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しく は消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じな ければならない。
- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものと する。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものと する。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援 を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることがで きる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長 及び水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び 水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。 (水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた 者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第 五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通 信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用すること ができる。

(公用負担)

- 第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の 現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両 その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができ る。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは 排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上 緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対 して指示をすることができる。

第 四 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(特定緊急水防活動)

- 第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合 において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の 二において「特定緊急水防活動」とういう。)を行うことができる。
 - 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了するときも同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水

防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。(水防訓練)

- 第三十二条の二 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければ ならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る 水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行わ れるとき、これに参加しなければならない。

(水防計画)

- 第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水 防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を 設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村 防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要 旨を公表しなければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

- 第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水 防に 関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委 嘱する。
- 5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水 防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 五 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指

定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

- 第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
 - 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
 - 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 水防に関する調査研究を行うこと。
 - 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

- 第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要が あると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (情報の提供等)
- 第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報 の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第 六 章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

- 第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく 利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著 しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防に より著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府 県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者

のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都 道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、 国の負担とする。

(費用の補助)

- 第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管 理団体に対して補助することができる。
- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、 二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が 重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当 該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜 則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、傷、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表 彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労 があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

- 第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせる ことができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

- 第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、 関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者 をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に 立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示 しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あら かじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第 八 章 罰 則

- 第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
- 第五十三条 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十 一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又 は三十万円以下の罰金に処する。
- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
 - 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文 に規定する行為をした者
- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。
 - 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当 な使用を妨げた者
 - 二 第二十条第二項の規定に違反した者
 - 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定 による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。) に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

参考資料2

神奈川県水防協議会条例

[昭和24年8月27日 神奈川県条例50号]

最終改正 平成21年12月28日

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第8条第5項の規定に基づき、神奈川県水防 協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

- 第2条 神奈川県水防協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長に事故のあるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第5条 協議会に幹事及び書記を置く。
- 2 幹事及び書記は、関係職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を整理し、協議会の所掌事務について委員を助ける。
- 4 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し、水防法施行の日(昭和24年8月4日)から適用する。
- 2 水防施設条例(昭和23年1月神奈川県条例第23号)は廃止する。
- 3 前項の条例に基づいて設置された水防員は、告示をもって定める日まで、その職にあるものとする。

附 則(昭和32年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(昭和37年条例第13号)抄

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(平成21年条例第101号)

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県水防協議会委員名簿

令和5年4月1日

委	員	氏			名	現	職	住	電 話 番 号	備考
	- ,		岩	祐	治		事			, iii
委	員	塩	井	直	彦	国 土 交 通 関東地方整備局河川部		埼玉県さいたま市中央区 新 都 心 2 - 1	048-601-3151	
j	IJ	赤	石	_	英	横浜地方気象台	長	横浜市中区山手町99	045-621-1999	
ı	IJ	大	場		勇		隊長	横須賀市御幸浜1-1	046-856-1291 (内線400)	
,	IJ	米	村	和	彦	神 奈 川 県 議 建設・企業常任委員会委員		平塚市南原1-20-2 8 ジュネスⅡ102号	0463-67-1691	
,	II	小	林	雅	哉	神奈川県警察本警備部	部長	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 (内線5773)	
	IJ	佐	_ _]	範	久	神 奈 川 くらし安全防災局	県 長	横浜市中区日本大通1	045-210-1111	
	IJ.	大	島	伸	生		県 長	横浜市中区日本大通1	045-210-1111	
	IJ	田	中	洋	介		市長	横浜市中区本町6-50-10	045-671-2858	
	IJ	福	田	賢	_		市長	川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2903	
,	IJ	落	合	克	宏	平 塚 市	長	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111	
,	IJ	守	屋	輝	彦	小 田 原 市	長	小田原市荻窪300	0465-33-1302	
,	IJ	Щ	П	貴	裕	厚木市	長	厚木市中町3-17-17	046-223-1511	
,	IJ	飯	田	孝	彦	神奈川県消防協会会	長	横浜市中区山下町1番地 シルクセンター325B号室	045-201-1421	
,	IJ	岡	村		毅	東京電力パワーグリッド株式会神 奈川総 支社		横浜市中区弁天通1-1	045-394-1502	
,	IJ	中	西	裕	信	東日本電信電話株式会神 奈川事業部長	社	横浜市中区山下町198	045-212-8945	
=======================================	計]	L	6	名					

役名	職名	電話番号	住 所	備考
幹事	国 土 交 通 省 関東地方整備局 京浜河川事務所長	045 (503) 4008	横 浜 市 鶴 見 区 鶴 見 中 央 2-18-1	
IJ	関 東 管 区 警 察 局 神 奈 川 県 情報通信部機動通信課長	045 (211) 1212 内線 6060	横浜市中区海岸通2-4	
IJ	神奈川県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課長	045 (210) 3420	横浜市中区日本大通1 神 奈 川 県 庁	
"	神奈川県県土整備局 企画調整担当課長	045 (210) 6011	"	
"	" 道路部道路管理課長	045 (210) 6350	11	
"	" 河川下水道部河港課長	045 (210) 6470	IJ	
IJ	" 防災なぎさ担当課長	045 (285) 0815	II	
IJ	神奈川県企業庁企業局 利水電気部利水課長	045 (210) 7230	II	
IJ	神奈川県警察本部 警備部危機管理対策課長	045(211)1212 内線 5773	横浜市中区海岸通2-4	

役名	職名	電話番号	住 所	備考
書記	神奈川県県土整備局総務室総務グループリーダー	045 (210) 6015	横浜市中区日本大通1神 奈 川 県 庁	
IJ	# 道路部道路管理課 維持防災グループリーダー	045 (210) 6362	"	
IJ	″ 河川下水道部河港課 なぎさグループリーダー	045 (210) 6514	II	
IJ	# 河川下水道部河港課 河川調査グループリーダー	045 (210) 6479	II	
IJ	" 河川下水道部河港課 河川防災グループリーダー	045 (210) 6491	IJ	
11	# 河川下水道部河港課 河川防災グループ員	045 (210) 6491	11	

神奈川県水防本部要員服務要領

第1章 総 則

(目的)

第1 この要領は、神奈川県水防計画第3章第1にもとづいて設置した神奈川県水防本部の要員の 服務を定め、県内水防体制の万全を期することを目的とする。

第2章 準備配備

(配備の手続き)

- 第2 指令班長(防災なぎさ担当課長)は、横浜地方気象台等から受けた注意報、警報及び洪水予報等(以下「気象情報」という)を所定の用紙に記録して総務班長(県土整備経理課長)を経由し副指揮監(副局長、事業管理部長、都市部長、道路部長、河川下水道部長、建築住宅部長)並びに指揮監(県土整備局長)に報告する。
 - 2 指揮監は、気象情報にもとづき必要な事項を総務班長若しくは指令班長に指示する。

(配備要員の招集)

第3 総務班長若しくは指令班長は、ただちに別に定めた神奈川県水防本部要員調書に編成された 班より要員を招集する。

(指揮監の指示の伝達)

- 第4 総務班長若しくは指令班長は、集合した要員の長に指示事項を伝達しなければならない。 (要員の職務)
- 第5 要員は、原則として水防本部組織系統及び次による職務を遂行することとし、人員等の関係から他班の職務を兼務するものとする。
 - 1. 要員の長の職務

総務班長若しくは指令班長から指示を受け要員を指揮し次に定める要員の職務分担を定め 警戒にあたること。

- 2. 要員の職務
 - 1) 庶務

要員の招集及び給食、緊急自動車の確保、水防事務の取りまとめ。

- 2)被害記録調査予報 気象、被害状況並びに水防活動状況の把握及び記録。水防警報、水防配備の発令。
- 3)情報連絡

気象情報並びに各種指示事項の連絡。雨量、水位の照会及び受信記録

(事務処理及び経過報告)

第6 要員の長は、気象情報並びに関係機関からの情報を取りまとめた事務処理経過を文章により 指揮監に報告しなければならない。

なお、配備が2日以上にわたるときは交代要員の長に事務処理経過を引き継がなければならない。

(解除)

第7 要員の長は、気象情報が解除されたとき、あるいは状況が良好であると判断したときは総務

班長若しくは指令班長にこのむねを報告しなければならない。

- 2. 要員の長から報告を受けた総務班長若しくは指令班長は指揮監に報告しその指示を受けると ともにこのむねを要員の長に伝達しなければならない。
- 3. 総務班長若しくは指令班長から指示を受けた要員の長は水防支部並びに関係機関に解除の通知が完了しだい配備の体制を解くものとする。

(配備の切り替え)

第8 要員の長は、気象情報が発表されたとき及び状況が悪化して警戒配備、非常配備に切り替え る必要があると判断したとき、総務班長若しくは指令班長に連絡してその指示を受けなければ ならない。

(勤務時間外に気象情報が発表された場合の取り扱い)

- 第9 勤務時間外(土曜・日曜、祝祭日を含む)に横浜地方気象台から気象情報が発表された場合 の取り扱いは次によるものとする。
 - 1) 横浜地方気象台より気象情報を受信した総務班長若しくは指令班長は指揮監あるいは副指揮監に報告しその指示を受けなければならない。
 - 2)総務班長若しくは指令班長は、別に定めた神奈川県水防本部要員調書により電話、供用車、その他の方法で召集するものとする。

(時間外班要員の勤務)

- 第10 時間外班要員の配備については、次によるものとする。
 - 1)総務班長若しくは指令班長から召集された時間外班要員は水防本部へ集合しなければならない。
 - 2) 先着の要員は、ただちに気象情報を確認しなければならない。
 - 3) 要員の長は、配備についた旨を総務班長若しくは指令班長に報告するとともに指示を受けなければならない。
 - 4)時間外班要員の配備は、翌朝8時30分までとし要員の長はその後の交代要員について総務班 長若しくは指令班長の指示を受け第9の2の連絡方法及び神奈川県水防本部組織系統及び要員 調書により交代要員を招集する。

ただし、配備時間が長時間にわたり、健康管理等支障をきたす恐れがあると認められるときは総 務班長若しくは指令班長は要員の長に配備時間の短縮を指示するものとする。

(時間外班要員の職務等)

第11 時間外班要員の職務要領及び職務は、前記第 $9\sim$ 第10によるほか第 $5\sim$ 第8までによるものとする。

第3章 警戒配備

(警戒配備要員)

第12 警戒配備要員は警戒配備基準に基づいて水防事務に従事しなければならない。

第4章 非常配備

(非常配備要員)

第13 非常配備要員は第1、第2非常配備基準に基づいて水防事務に従事しなければならない。

神奈川県水防本部要員服務要領の運用について

水防事務については神奈川県水防本部要員服務要領により運用されておるところであるが、さらに 水防事務の円滑な運営と能率向上をはかるため次の事項を定め水防体制の万全を期するものである。

第1 水防計画別表第26の水防配備基準に基づき本部配備係、災害対策本部連絡係の2係として その運用は次による。

イ 本部配備係

1) 係は第1非常配備までは班を編制し班毎に事務にあたり第2非常配備から係員をもつて事務にあたるものとする。

口 災害対策本部連絡係

- 1) 災害対策本部の設置が予想されるとき係長は係員を招集し勤務させるものとする。
- 2) 係の解散は指揮監の指示によるものとする。

ハ 警戒配備班

- 1)警戒配備員は本部配備係員及び災害対策本部連絡係員をもってあてる。
- 2) 警戒配備班は要領第3章の緊急配備班をも兼ねるものとする。
- 第2 要領第5の1の要員の長(係長)の職務は通例の指示その他軽易な事項について決定処理できるものとする。
- 第3 要領5の2職務分担を別添事務分担表によるものとする。
- 第4 要領第7の解除は事務処理経過報告(被害報告取りまとめまで)が取りまとまった後解散するものとする。
- 第5 要領第4章非常配備第13の取扱いを次のとおりとする。
 - 1) 各班長(各課長) はこの運用で定めた以外の要員(課員) については水防時の情勢を判断し常に出動し、応援ができるよう体制をととのえておくものとする。

水 防 配 備 発 令 様 式 < 水 防 本 部 用 >

指 揮 監 	副 指 揮 監	ř Ž Į	総指 第令 班班 長	係		
	水	防	配	備	発	令
1. 種 類						
2. 令和	年	月	3			神奈川県水防本部発表
3. 本 文						
4.解説						

参考資料6

令 伝 達 簿 < 水防本部用 > 命

	指揮監	総務班長	指 令 班 長		係 員		
				命令伝達簿			
					令和	年 月	3
	内 容						
	宛 先	電話番号	受信者発信者	他よりの 発受信者	発受信時刻	摘	要
	横須賀土木事務所	046-853-8800					
	平塚土木事務所	0463-22-2711					
	藤沢土木事務所	0466-26-2111					
0	汐見台庁舎	0467-58-1473					
	厚木土木事務所	042-223-1711					
0	厚木土木(事)東部センター	0467-79-2800					
0	厚木土木(事)津久井治水センター	042-784-1111					
0	県西土木事務所	0465-83-5111					
	県西土木(事)小田原土木センター	0465-34-4141					
	横浜川崎治水事務所	045-411-2529					
	横浜川崎治水(事)川崎治水センター	044-932-7211					
	城山ダム管理事務所	042-782-2831				FAX042-782-991	.4
	三保ダム管理事務所	0465-78-3711				0465-78-337	71
	国土交通省京浜河川事務所	045-503-4054				045-503-317	74
\triangle	県警察本部危機管理対策課	045-211-1212				045-212-079	96
\triangle	安全防災局危機管理防災課	045-210-3430				045-201-640)9
	企業局利水電気部利水課	045-210-7239					
Δ	政策局知事室	045-210-3659					
	横浜地方気象台	045-621-1991					
	国土交通省水管理・国土保全局 河川 環境課	03-5253-8448					
	水災善力報センター	048-600-1947					
	水糸仏域タム管埋事務所	046-281-6911				宮ヶ瀬ダム放流の阪	茶
	東 京 都 (小 河 内 貯水池管理事務所)	0428-86-2211				小河内ダム放流の阪	式

水防体制活動経過様式<水防本部用>

	水质	方体制活	計動 経 過		
令和 年	月 日	台風 号		神奈	:川県水防本部
月 日 時 分 (発信者)	台 風 情 報 警 報 等	発	動 員 配 備体制の区分	要旨	特 記 事 項

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(市町村等への配信)

① 雨量水位情報トップページ



② 管内図(土木事務所別)



③ 雨量データ画面 雨量一覧(10分/15分/時間)



④ 水位データ画面 水位一覧(10分/15分/時間)



⑤ 洪水予測データ画面 (相模川/酒匂川)



⑥ 河川監視カメラ画像表示



●URL: https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/index.html ※市町村等の関係者以外の方のこのホームページへのリンクは、ご遠慮ください。

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(県民向け)

① 雨量水位情報トップページ



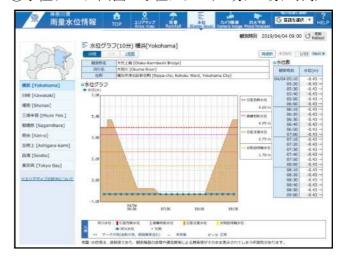
② 管内図(地域別)



③ 雨量データ画面 雨量グラフ(10分/15分/時間)



④水位データ画面 水位グラフ(10分/15分/時間)



⑤ 洪水予測データ画面 (相模川/酒匂川)



⑥ 河川監視カメラ画像表示



●URL: https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の携帯電話への配信(県民向け)





10分水位

#. TOP^

画面先頭へ
 事務所選択画面へ

0.10m

<二次元コード>

•URL: https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/mobile/suibou_joho/index.html

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のスマートフォンへの配信(県民向け)

①トップページ (平常時)

②トップページ(基準値超過時)

③水位表示







③雨量表示



③カメラ表示



④水位超過状況表示





<二次元コード>

• URL: https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/sp/index.html

危機管理型水位計一覧表

																					,	令乖	口5年4月	1日
番号	河	Ш	名	市	町	<u>位</u> 村		置 区	字		設箇		所		置名	観測水		始位	危隊	食水	位	管事	務	轄所
1	平	瀬川支	:]		- 屿	市		<u> </u>						号		<i>-</i> 1.		<u>11/.</u>		_		単川セ	勝 崎 治 ン タ	
2	<u>-</u>	ヶ領本	:]	Ш	崎	市	多一	奪区〕 T	東生		稲		生		橋	-3.	10			_		川セ	・ 崎 治 ン タ	水一
3	<u>-</u>	ヶ領本	:]	Ш	崎	市	多六	李区 ⁷ 李区 ⁷	宿河		久	地	Į.	沢	前	-2.	40			_		川セ	崎治	水一
4	Ξ	沢	Ш	Ш	崎	市	堤	奪区 ⁷ 三	丁	目	南	武	線	下	流	-4.	50			_		川セ	崎 治 ン タ	J
5	鶴	見	Ш	横	浜	市	青	葉区ī 町		尾	Ш		間		橋	-5.	94			-		横治	浜 川 水 事 ¾	务所
6	矢	上	Ш	Ш	崎	市		津区			鷹	の	j	Į.	橋	-3.	50			-		川セ	崎治	_
7	麻	生	Ш	Ш	崎	市	麻力	生区 ₋ 丁	上麻	生目	柿	生	II.	沢	前	-3.	00			_		川セ	崎治	<u> </u>
8	早	淵	Ш	横	浜	市	都語	筑区	大棚	町	中	耕	ţ	也	橋	-3.	72			_			浜 川水事務	务所
9	恩	田	Ш	横	浜	市	緑	区小	山	町	梅	田川	合	流	点	-3.	44			_			浜 川 水 事 科	务所
10	相	模	Ш	相	模 原	市			磯		磯				部	-3.	00			_		厚事	木 土 務	所
11	相	模	Ш	相	模 原	市	中: 名	央区 二	水郷 丁	日目	高		田		橋	-4.	00			_		厚事	木 土 務	所
12	相	模	Ш	相	模 原	市	緑	区 葉	ŧЩ	島	葉		Щ		島	-4.	00			-		厚事!	木 土 <u>務</u>	所
13	相	模	Ш	相	模 原	市	緑	区	大	島	大				島	-2.	00			-		厚事	木 土 務	所
14	相	模	Ш	平	塚	市	大			神	倉				見	-6.	10			-		厚事	木 土 務	所
15	相	模	JII	相	模 原	市	南	区	当	麻	昭		和		橋	-3.	40			_		厚事	木 土 務	所
16	相	模	Ш	厚	木	市	関			П	座	架	1	衣	橋	-2.	99			_		厚事	木 土 <u>務</u>	所
17	相	模	Ш	厚	木	市	厚			木	Ξ	Ш	合	流	点	-5.	61			_		厚事	木 土 <u>務</u>	所
18	相	模	Ш	厚	木	市	酒			井	玉	Ш	合	流	点	-3.	90			_		厚事	木 土 <u>務</u>	所
19	相	模	JII	厚	木	市	戸			田	戸		沢		橋	-2.	94			-		厚事!	木 土 <u>務</u>	所
20	相	模	Ш	座	間	市	新	H		宿	新		田		宿	-2.	92			-		厚事	木 土 務	所
21	相	模	Ш	愛	Ш	町	中			津	中				津	-2.	95			_		厚事	木 土 務	所
22	小	出	Ш	茅	ヶ崎	市	中			島	中		島		橋	-2.	93			_		藤事	沢 土 務	所
23	小	出	Ш	茅	ヶ崎	市	西	久		保	萩		園		橋	設定	官中			_		藤事	沢 <u>務</u>	所
24	目	久 尻	Ш	海	老名	市	国	分南	二丁	目	目	久	J	晃	橋	-2.	20			_		東セ	ンタ	部一
25	目	久 尻	JII	座	間	市	南	栗原	五丁	目	寒		Ш		橋	-1.	40			-		東セ	ンタ	部一

番号	河	JII	名	市	町	位 村		置区	<i>\(\(\)</i>		設箇	———— 所	置名	観測水	開始位	危険水位	管事	 務	轄所
26	永	池	Ш		型 老名		門泊		<u>字</u> 三丁		平	 泉	橋			_	東セ	<u>物</u>	部
27	鳩		JII	座	間	市	座	間 _	二丁	目	長	戸 呂	橋	-3.	10	_	東セ	ン ク ン タ	部
28	玉		JII	厚	木	市	酒			井	八	木間橋下	流	-2.	00	_	厚事	木土務	木所
29	玉		JII	厚	木	市	船			子	小	田急橋	梁	-2.	00	_	厚事	木 土 務	木所
30	玉		JII	厚	木	市	七			沢	奨	学	橋	-2.	00	_	厚事	木土務	木所
31	小	鮎	JII	厚	木	市	飯			Щ	栗	矢	橋	-2.	00	_	厚事	木土務	木所
32	小	鮎	JII	厚	木	市	妻	田西	二丁	- 目	下	小 鮎	橋	-1.	19	-	· 厚 事	木土務	木所
33	荻	野	Ш	厚	木	市	上	刻	灰	野	源	氏 河 原	橋	-2.	00	_	厚事	木土務	木所
34	荻	野	Ш	厚	木	市	中	刻	苂	野	権	現堂	橋	-2.	00	-	厚事	木 発	木所
35	荻	野	Ш	厚	木	市	及			Ш	$\dot{+}$	二天	橋	-2.	00	_	厚事	木 来	木所
36	中	津	Ш	愛	Ш	町	半			原	半		原	-1.	50	-	厚事	木 来 務	木所
37	中	津	Ш	愛	Ш	町	角			田	角		田	-3.	50	-	厚事	木 来 務	木所
38	鳩		Ш	相	模 原	市	南	区	新	戸	日	枝 神	橋	-1.	90	_	セ	久 井 浩 ン タ	_
39	鳩		JII	相	模 原	市	中	央区	区 上	溝	番	田	橋	-1.	50	_	セ	久 井 浩 ン タ	_
40	串		Ш	相	模 原	市	緑	区	鳥	屋	中	開戸下	橋	-3.	40	-	津セ	久 井 浩 ン タ	<u></u>
41	帷	子	Ш	横	浜	市		土 ク田 -	ァ - 丁	区目	JII	田	橋	-3.	48	_	横治	浜 川 水 事 務	崎所
42	帷	子	JII	横	浜	市	西高	島二	二丁	区目	万	里	橋	-1.	50	_	横治	浜 川 水事務	崎所
43	平	作	JII	横	須賀	市	衣	笠	栄	町	な	かよし	橋	-1.	55	-	事	須 賀 ± 務	所
44	竹		JII	横	須賀	市	林	_	丁	目	竹	JII	橋	-3.	42	_	事	須 賀 ± 務	所
45	下	Щ	JII	葉	山	町	下	L	Ц	口	管	理	橋	-1.	77	-	事	須 賀 ± 務	所
46	森	戸	JII	小	田原	市	玉	Я	守	津	国	府	津	-2.	63	-	セ	田原土	_
47	森	戸	JII	葉	山	町	堀			内	落	雁	橋	-2.	32	_	事	須 賀 土 <u>務</u>	所
48	森	戸	JII	小	田原	市	田			島	田		島	設定	官中	_	セ	田原土	<u> </u>
49	田	越	JII	逗	子	市	新	宿 -	一丁	目	富	士 見	橋	-1.	20	-	事	須賀土	所
50	田	越	JII	逗	子	市	逗	子 [11 丁	目	田	越川仲町	橋	-1.	36	-	事	須賀土	所
51	田	越	JII	逗	子	市	逗	子ラ	七丁	目	田	越	橋	-0.	53	_	横事	須 賀 ± 務	: 木 所

番号	河	JII	名	市	町	位 村		置 区	字		設箇	所		置名	観測り水	月始 位	危険水位	管事	務	轄所
52	滑		Ш	鎌	倉							木座 —			-1. 3		-	藤事	沢土務	木所
53	境		Ш	藤	沢	市	鵠	沼	7	東	奥	田		橋	-4. 59	9	-	藤事	沢 発	木所
54	境		Ш	相	模 原	市	緑	区	相	原		玉		橋	-1. 90)	-	津セ	久 井 治 ン タ	水一
55	境		Ш	大	和	市	下	隺	自司	間	目	黒		橋	-3. 10)	_	東セ	ンタ	部一
56	引	地	Ш	藤	沢	市	下	±	<u>.</u>	棚	六	会		橋	-1. 98	3	_	藤事	沢 発	木所
57	引	地	Ш	藤	沢	市	長			後	長彳	後 天 神	添	橋	-1. 50)	-	藤事	沢 務	木所
58	引	地	Ш	大	和	市	福			田	福	寿		橋	-2.90)		東セ	ンタ	部一
59	蓼		Ш	綾	瀬	市	本	蓼	ji N	Ш	蓼丿	Ⅱ橋側	道	橋	-1. 30)	-	東セ	ンタ	部一
60	金	目	Ш	秦	野	市	元			町	+	代		橋	-3.00)	_	平事	塚 土 務	木所
61	金	目	Ш	平	塚	市	広			Ш	金り	但中 通	学	橋	-3. 10)	-	平事	塚 土 務	木所
62	鈴		Ш	伊	勢 原	市	神			戸	向	原		橋	-1.60)	-	平事	塚 土務	木所
63	歌		Ш	伊	勢 原	市	下	粡	#	屋	歌	JII		橋	-1.80)	-	平事	塚 土務	木所
64	室		Ш	秦	野	市	尾			尻	尾	崎		橋	-1. 90)	-	平事	塚 土務	木所
65	葛		Ш	_	宮	町	二			宮	花	月		橋	-1.9	1	-	平事	塚 土務	木所
66	不	動	Ш	大	磯	町	生			沢	塚	戸		橋	-1. 9	5	_	平事	塚土務	木所
67	酒	匂	Ш	南	足柄	市	怒			田	新	大「]	橋	-4. 70)	-	県事!	西 土 務	木所·
68	酒	匂	Ш	山	北	町	平			山	永	安		橋	-8.9	7	-	県事-	西土務	木 所
69	狩		Ш	小	田原	市	扇	町ヶ	7	目	狩	川管	理	橋	-3. 43	3	-	セ	田原土	$\overline{}$
70	仙	了	Ш	小	田原	市	曽			比	曽			比	-0.30)	-	セ	田原土	<u></u>
71	要	定	Ш	開	成	町	吉	H	1	島	抬	田		島	-0.5	4	-	県事-	西 土 務	所
72	山	王	Ш	小	田原	市	扇	町-	- 丁	目	井	細田	大	橋	-3. 5'	7	-	セ	田 原 土 ン タ	_
73	新	崎	Ш	湯	河原	町	鍛	冶	1	屋	宮	渡		橋	-2.70)	_	セ	田 原 土 ン タ	<u> </u>
74	藤	木	Ш	湯	河原	町	宮			上	梅	園		橋	-1.00)	-	セ	田原土 ン <u>タ</u>	<u>.</u>
75	狩		Ш	小	田原	市	小			台	小			台	-2.90)	_	セ	田原土	<u></u>
76	狩		Ш	小	田原	市	穴	部	新	田	穴	部第	折	田	-2. 10)	_	セ	田原土	_
77		了			田原					田		水があ		田	-2. 20)	_		田 原 土 ン タ	木一

※ 表中の水位は、今後の運用状況に応じて見直すことがあります。

【関連URL】

・川の水位情報 (一般財団法人河川情報センター)

https://k.river.go.jp/

・危機管理型水位計について(神奈川県ウェブサイト)

簡易型河川監視カメラ設置箇所一覧表

令和5年4月1日

河川名	位	置	河川名	位	<u> </u>
	川崎市多摩区長沢三丁目	(長沢4号橋)	竹川	横須賀市林一丁目	(竹川橋)
	川崎市多摩区宿河原六丁目	(久地駅前)	下山川	葉山町下山口	(下山川管理橋)
, ,,,,,	川崎市多摩区東生田一丁目	(稲生橋)	森戸川	葉山町堀内	
	川崎市多摩区菅稲田堤三丁目			小田原市田島	(落雁橋) (森戸橋・田島水位計)
三沢川		(特件职前)	森戸川		
麻生川	川崎市麻生区上麻生六丁目	(柿生駅前)	森戸川	小田原市国府津	(国府津)
鶴見川	横浜市青葉区市ヶ尾町	(川間橋)	田越川	逗子市逗子六丁目	(富士見橋)
早淵川	横浜市都筑区大棚町	(中耕地橋)	田越川	逗子市逗子四丁目	(田越川仲町橋)
恩田川	横浜市緑区小山町	(梅田川合流点)	境川	藤沢市鵠沼東	(奥田橋)
相模川	相模原市緑区大島	(大島)	境川	相模原市緑区相原	(二国橋)
相模川	相模原市緑区葉山島	(葉山島)	境川	町田市小山町	(昭和橋)
相模川	平塚市大神	(倉見)	境川	町田市森野一丁目	(幸延寺橋)
相模川	相模原市南区磯部	(磯部)	境川	町田市根岸町	(山根橋)
相模川	相模原市中央区水郷田名二丁目	(高田橋)	境川	横浜市瀬谷区目黒町	(目黒橋)
相模川	相模原市緑区小倉	(小倉橋)	小松川	相模原市緑区町屋三丁目	(新町屋橋)
相模川	相模原市南区当麻	(昭和橋)	引地川	藤沢市城南三丁目	(高名橋)
相模川	厚木市戸田	(戸沢橋)	引地川	大和市福田	(福寿橋)
相模川	厚木市酒井	(玉川合流点)	金目川	平塚市広川	(金旭中通学路)
相模川	厚木市元町	(三川合流点)	金目川	秦野市元町	(十代橋)
相模川	厚木市関口	(座架依橋)	河内川	平塚市河内	(蔵之前橋)
相模川	海老名市中新田	(中新田)	鈴川	伊勢原市神戸	(向原橋)
相模川	座間市新田宿	(新田宿)	歌川	伊勢原市下糟屋	(歌川橋)
相模川	愛川町中津	(中津)	大根川	秦野市南矢名	(大根橋)
小出川	茅ヶ崎市中島	(中島橋)	室川	秦野市尾崎橋	(尾崎橋)
目久尻川	座間市南栗原五丁目	(寒川橋)	葛川	二宮町中里	(軒吉橋)
目久尻川	海老名市国分南二丁目	(目久尻橋)	葛川	二宮町二宮	(内輪橋)
玉川	厚木市船子	(小田急橋梁)	葛川	大磯町国府本郷	(川尻橋)
玉川	厚木市七沢	(奨学橋)	不動川	大磯町生沢	(塚戸橋)
玉川	厚木市酒井	(戸田)	藤沢川	中井町久所	(暁橋)
玉川	厚木市酒井	(八木間橋)	中村川	中井町雑色	(富士見橋)
小鮎川	厚木市妻田西二丁目	(下小鮎橋)	酒匂川	南足柄市怒田	(新大口橋)
小鮎川	厚木市飯山	(栗矢橋)	酒匂川	山北町平山	(永安橋)
荻野川	厚木市上荻野	(源氏河原橋)	酒匂川	山北町平山	(高瀬橋)
荻野川	厚木市中荻野	(権現堂橋)	酒匂川	開成町吉田島	(足柄大橋)
荻野川	厚木市及川	(十二天橋)	狩川	南足柄市岩原	(岩原)
中津川	愛川町半原	(半原)	狩川	小田原市扇町六丁目	(狩川管理橋)
中津川	愛川町角田	(角田)	仙了川	小田原市曽比	(曽比)
中津川	愛川町八菅山	(八菅橋)	要定川	開成町吉田島	(吉田島)
鳩川	相模原市中央区上溝	(八幡橋)	虫沢川	松田町寄	(谷戸口橋)
鳩川	相模原市南区下溝	(石橋)	尺里川	山北町向原	(水上橋)
鳩川	相模原市南区新戸	(妙奠橋)	滝沢川	山北町向原	(滝沢橋)
鳩川	座間二丁目	(長戸路橋)	皆瀬川	山北町山北	(掘割橋)
永池川	海老名市門沢橋四丁目	(平泉橋)	山王川	小田原市扇町一丁目	(井細田大橋)
串川	相模原市緑区鳥屋	(中開戸橋)	酒匂川	小田原市東町五丁目	(酒匂橋)
帷子川	横浜市保土ケ谷区和田一丁目	(川田橋)	狩川	小田原市穴部新田	(穴部新田)
帷子川	横浜市保土ケ谷区和田一丁目	(平和橋)	狩川	小田原市飯田岡	(飯田岡)
帷子川	横浜市西区高島二丁目	(万里橋)	狩川	小田原市小台	(小台)
鶴見川	横浜市緑区八朔町	(八和らぎ橋)	仙了川	小田原市清水新田	(清水新田)
恩田川	横浜市緑区いぶき野	(岩川合流点)	仙了川	小田原市柳新田	(柳新田)
大岡川	横浜市港南区大久保一丁目	(久保橋)	山王川	小田原市中町三丁目	(山王橋)
日野川	横浜市港南区港南中央通	(笹野橋)	山王川	小田原市久野	(天神橋)
平作川	横須賀市衣笠栄町	(なかよし橋)	新崎川	湯河原町鍛冶屋	(宮渡橋)
(計)		1147	102箇所	The same of the sa	
(41)			104四//		

【関連URL】

- ・川の水位情報(一般財団法人河川情報センター)https://k.river.go.jp/
- ・簡易型河川監視カメラについて (神奈川県ウェブサイト)

(1)雨量による通行規制対象路線一覧表

		78500 元公					
		規	制区間		道路パトロール	制 基	準
路線名	事 務 所		<u> </u>		^{出動基準}	通行止 時間雨量	観測所
		起 点	終点	延長	連続雨量	連続雨量	
国道1号	小田原 土木センター	箱根町塔之澤字湯ノ沢84-19	箱根町元箱根93-10	14.2km	35 140	50 200	屏風山 明神ヶ岳
国道135号	小田原 土木センター	真鶴町岩934-2	小田原市石橋413	7.9km	35 140	50 200	小田原 土木センター
国道138号	小田原 土木センター	箱根町仙石原104	箱根町宮ノ下359	6.1km	35 140	50 200	明神ヶ岳
国道138号	小田原 土木センター	箱根町仙石原1237	箱根町仙石原	1.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
国道412号	厚木	愛川町田代1990	愛川町半原5590	5.1km	35 140	50 200	南山
県道75号 (湯河原箱根仙石原)	小田原 土木センター	湯河原町宮上679	箱根町箱根614	17.1km	35 140	50 200	屏風山
県道75号 (湯河原箱根仙石原)	小田原 土木センター	箱根町元箱根93	箱根町元箱根159	7.0km	35 140	50 200	屏風山
県道76 号 (山北藤野)	県 西	山北町山北3395	山北町川西254-7	2.6km	35 140	50 200	山北
県道76 号 (山北藤野)	県 西	山北町中川570	山北町中川368	5.4km	35 140	50 200	箒沢
県道70 号 (秦野清川)	平塚	秦野市蓑毛680-5	秦野市寺山282-1	13.3km	15 70	20 100	山内 大山
県道70号 (秦野清川)	厚木	清川村煤ヶ谷5172	清川村宮ヶ瀬1548	12.4km	15 70	20 100	札掛
県道78号 (御殿場大井)	県 西	南足柄市矢倉沢	南足柄市矢倉沢2400	3.6km	35 105	50 150	足柄
県道710号 (神縄神山)	県 西	松田町寄1313-1	松田町寄139	4.1km	35 140	50 200	宇津茂
県道725号 (玄倉山北)	県 西	山北町皆瀬川1947-2	山北町山北3608	5.2km	35 140	50 200	山北
県道727号 (川西)	県 西	山北町川西555	山北町川西255-3	1.8km	20 105	30 150	川西
県道731号 (矢倉沢仙石原)	県 西	南足柄市矢倉沢2052-4	南足柄市矢倉沢2716-2	8.3km	35 105	50 150	足柄峠
県道731号 (矢倉沢仙石原)	小田原 土木センター	南足柄市矢倉沢2716-2	箱根町仙石原1181-190	2.6km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道723号 (関本小涌谷)	小田原 土木センター	箱根町木賀951-9	箱根町小涌谷525	2.4km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道732号 (湯本元箱根)	小田原 土木センター	箱根町湯本字三枚橋832	箱根町元箱根103	10.7km	35 140	50 200	屏風山
県道734号 (大涌谷小涌谷)	小田原 土木センター	箱根町仙石原1251	箱根町小涌谷494	4.8km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道735号 (大涌谷湖尻)	小田原 土木センター	箱根町仙石原1251	箱根町元箱根159	2.5km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道733号 (仙石原強羅停車場)	小田原 土木センター	箱根町仙石原817	箱根町強羅1320	4.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道736号 (御殿場箱根)	小田原 土木センター	箱根町仙石原字長尾	箱根町仙石原字杓子山	3.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道740号 (小田原湯河原)	小田原 土木センター	小田原市根府川字下マキヤ3- 46	湯河原町吉浜294	9.1km	35 140	50 200	小田原 土木センター

(2)特殊诵行規制路線一覧表

19路線24箇所

(2)特殊进行規制	始称一.	見衣			
路線名	事務所	規	制 区 間		規制条件(通行止め)
	尹 扬 闪	起点	終点	延長	規削未件(通1] エ∅ //
国道134号	横須賀	横須賀市久里浜3-10	横須賀市野比1-39-3	1.1km	パトロール等により法面崩落等の危険を発見 した場合
国道134号	横須賀	横須賀市野比2-5-14	横須賀市津久井2-352	1.4km	パトロール等により路肩欠壊等の危険を発見 した場合
県道76号 (山北藤野)	県 西	山北町川西1062	山北町中川570	10.8km	パトロール等により落石等の危険を発見した 場合
県道76号 (山北藤野)	県 西	山北町川西254-7	山北町谷峨1000-15	1.7km	パトロール等により落石等の危険を発見した 場合
県道78号 (御殿場大井)	県 西	南足柄市矢倉沢2400	南足柄市矢倉沢	3.3km	パトロール等により落石等の危険を発見した 場合
県道212号 (久里浜港)	横須賀	横須賀市野比2-13-13	横須賀市久里浜8-9	3.4km	パトロール等により路肩欠壊等の危険を発見 した場合
県道211号 (久里浜港久里浜停車場)	横須賀	横須賀市久里浜8-9	横須賀市久里浜7-4	0.9km	パトロール等により路肩欠壊等の危険を発見 した場合
県道214号 (武上宮田)	横須賀	横須賀市須軽谷988	三浦市南下浦町上宮田 783	2.9km	0
県道215号 (上宮田金田三崎港)	横須賀	三浦市南下浦町上宮田 3347-6	三浦市南下浦町松輪1945	6.5km	パトロール等により法面崩落等の危険を発見 した場合

7路線9箇所

管理外関連道路の異常気象時における道路通行規制区間及び基準

路線名	管理事務所名	規制区間	規制条件(通行止)	連絡先
			気象等基準値	電話番号
一般国道 20号	国土交通省 相武国道事務所 日野出張所	東京都八王子市〜相模原市相模湖町千木原	(C) 150 mm	0425 (82) 0408
11	11	相模原市相模湖町与瀬〜 相模原市藤野町吉野	(C) 150 mm	"
東名高速道路	中日本高速道路(株) 東京支社横浜保全 ・サービスセンター	東名川崎インター〜 厚木インター	(C) 350 mm (T) 220 mm • 50 mm	045 (923) 1530
11	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	厚木インター〜 御殿場インター	(C) 350 mm (T) 220 mm • 50 mm	0463 (91) 2738
新東名高速道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	伊勢原ジャンクション〜 伊勢原大山インター	(C) 230 mm (T) 160 mm · 55 mm	0463 (91) 2738
"	n	伊勢原大山インター〜 新秦野インター	(C) 180 mm (T) 160 mm · 50 mm	0463 (91) 2738
圈 央 道 (一般国道468号)	中日本高速道路(株) 東京支社横浜保全 ・サービスセンター	圏央厚木インター〜 相模原インター	(C) 240 mm (T) 160 mm • 50 mm	045 (923) 1530
小田原厚木道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	小田原西インター〜 小田原東インター	(C) 300 mm (T) 220 mm • 40 mm	0463 (91) 2738
11	n	小田原東インター〜 厚木西インター	(C) 200 mm (T) 180 mm • 40 mm	0463 (91) 2738
真 鶴 道 路 (ブルーライン)	神奈川県道路公社 真鶴道路管理事務所	湯河原町吉浜~ 真鶴町岩	(C) 200 mm (T) 50 mm 風速25m/sec	0465 (69) 1441
箱根ターンパイク	箱根ターンパイク(株) 施設管理部	全線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速25m/sec 視界 5m未満	0465 (23) 0385
湯河原パークウエイ	伊豆箱根鉄道(株)	全線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速25m/sec 視界 5m未満	0460 (83) 6491

参考資料12

水防活動関係機関連絡先一覧

【国 関係】 (国土交通省)

(令和5年4月1日現在)

機関名	担当係名	N T	Т	国土交通省マイクロ	所 管 事 務
					77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
国土交通省 水管理・国土保全局	河川環境課	TEL 03(5253 FAX 03(5253		TEL 80-35458 FAX 80-35499	水防
関東地方整備局	災害対策室	TEL 048(60 FAX 048(60		TEL 83-6391·6392 FAX 83-2939	
河川部 水災害予報センター		TEL 048(60 FAX 048(60		TEL 83-3852·3861 FAX 83-3798	洪水予報 (麵川)
河川部 水災害対策センター		TEL 048(60 FAX 048(60		TEL 83-3882·3893 FAX 83-3798	水防・水防演習
河川部 地域河川課		TEL 048(60 FAX 048(60		TEL 83-3812·3822 FAX 83-3849	補助河川
京浜河川事務所	災害対策室	TEL 045(50 FAX 045(50		TEL 772-591~594 FAX 772-550	水防警報・洪水 予報 (相模川・鶴見川)
多摩出張所		TEL 042(37 FAX 042(37		TEL 772-6425 FAX 772-6440	多摩川水防警報 (石原、浅川橋)
田園調布 出張所		TEL 03(372 FAX 03(372		TEL 772-6325 FAX 772-6340	多摩川水防警報 (岡欄市上,多摩川河口)
新 横 浜 出張所		TEL 045(47 FAX 045(41		TEL 772-6225 FAX 772-6240	鶴見川水防警報 (綱島・亀の子橋・末吉橋)
相模出張所		TEL 0463(2 FAX 0463(2		TEL 772-6625 FAX 772-6640	相模川水防警報 (神川橋)
相模川水系広域 ダム管理事務所	災害対策室	TEL 046(28 FAX 046(28		TEL 773-591, 592, 594, 595 FAX 773-399	宮ヶ瀬ダム管理

【国 関 係】 (国土交通省以外)

(令和5年4月1日現在)

	機	関	名	担当係名	N	Т	Т	防災行政通信網	所 管 事 務
気	象庁			大気海洋部		03 (6758) 03 (3434)	3900(代) 9103		津波予警報・ 多摩川洪水予報
	横浜	地方気質	象台	観測・予報担当		045 (621) 045 (622)		TEL 2806 ※通信網一斉指令	気象予警報 • 相模 · 鶴見 · 酒匂洪水予報
	上自律東部	衛隊 方面混)	〔第 1 郎 成団本部	而団長〕 部第3科	TEL	046 (856)	1291	TEL 2809 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内全域〕
	陸上自衛隊 第1高射特科大隊第2科			TEL	0550 (87)	1212	TEL 2810 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県 西 部〕	
	陸上自衛隊 第4施設群第3科			TEL	046 (253)	7670	TEL 2812 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県 央 部〕	
	海上自衛隊 〔横須賀地方総監〕 横須賀地方総監防衛部第3幕僚室			TEL	0468 (22)	3500	TEL 2814 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内海岸地域〕	
海	上自4第45	衛隊 航空群	〔第4 司令部	航空群司令〕	TEL	0467 (78)	8611	TEL 2815 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内全域〕
河		報センタ				03 (3239) 03 (3239)			河川情報

【県 関 係】 (県土整備局外)

(令和5年4月1日現在)

機	関	名	担当班名	N	Г	`	Т	ß	方災行政通信網	備	考
くらし安 防災部危	全防災機管理	局 防災課	グループ			10)	3430直 3456夜 6409	TEL	3425 3400夜	災害全般	
企業庁企利水電気	:業局 :部利水	課			045 (2) 045 (2)			TEL	2447	ダム利水	
県警察本 危機	部管理対	策課			045 (2) 045 (2)			TEL	2655	(内5773) (内5769)	

【県 関 係】 (県土整備局本庁室課1/2)

(令和5年4月1日現在)

室 ・ 課 名	担当班名	県庁代表番号 045(210)1111 内 線	N T T (★印·····FAX)	建設マイクロ
	水防室	6520~6526	(直) 045 (210) 6520 (★) 045 (210) 8890	777-300
総務室	総務グループ	6015	(直) 045 (210) 6015 (★) 045 (210) 8878	
技術管理課	技術管理課長	6100	(直)045(210)6100	
営繕計画課	営繕計画課長	6570	(直)045(210)6570	
都市整備課	都市整備課長	6200	(直)045(210)6200	
都市公園課	都市公園課長	6220	(直)045(210)6220	
	道路管理課長	6350	(直)045(210)6350	
道路管理課	調査グループ	6359	(★) 045 (210) 8886	777-412
	維持防災グループ	6362	(★) 同 上	777-413
道路整備課	道路整備課長	6420	(直)045(210)6420	777 — 422
√-1,7H±∃H	河港課長	6470	(直)045(210)6470	777 — 315
河港課	防災なぎさ担当課長	6472	(直)045(285)0815	
	なぎさグループ	6514~7	(★) 045 (210) 8897	777 — 323
	河川防災グループ	6491~3	(★) 同 上	777 — 313
mal 17 [- 7]77	砂防課長	6500	(直)045(210)6500	
砂防課	砂防・急傾斜地グループ	6508~13	(★) 045 (210) 8897	777 — 322

【**県** 関 係】 (県土整備局本庁室課2/2) (令和5年4月1日現在)

室 ・ 課 名	担当班名	県庁代表番号 045 (210) 1111 内線	N T T (★印·····FAX)	建設マイクロ
下水道課	下水道課長	6440	(直)045(210)6440	
1	維持管理グループ	6446~9	(★) 045 (210) 8888	
公共住宅課	公共住宅課長	6533	(直)045(210)6533	

【県 関 係】 (県土整備局出先事務所1/2) (令和5年4月1日現在)

+ 7/n = r h	NTT回線	泉(災害時優先等	等)	N	Т	Т	防災行政	
事務所名	担 当 班 名	Т Е	L	F	A	X	通信網	
	水防室	046 (853) 9505	(災優)	046	(85 74	40	IP電話 2602	9-71 水防室 600~603
横須賀土木	八的主	046 (853) 9506	(災優)		14	40	閉域スマホ 3721、3722	河川担当 511
事務所	(昼)交換室	046 (853) 8804	(災優)				※通信網一斉指令	
平 4カル	(夜) 守衛室	046 (853) 8805						
		046 (853) 8806	(災優)					
平塚土木	水防室	0463 (22) 0057		046	•	റ്റ	IP電話 2603	9-83 水防室 4250
事務所	(昼) 交換室(夜) 道路維持課	0463 (22) 0057	(災優)	0488		00	閉域スマホ 3723、3724	河川担当 4202
事物	(昼) 交換室 (夜) 管理課	0463 (22) 0057					※通信網一斉指令	
	水防室	0466 (28) 1299		046	6 (2 48		IP電話 2604	9-86 水防室 494、495
藤沢土木	水防室・管理課	0466 (26) 2124	(災優)		10	00	閉域スマホ 3725、3726	河川担当 453
事務所	道路維持課	0466 (28) 3557	(災優)				※通信網一斉指令	
	河川砂防第一課	0466 (28) 3561	(災優)					
	汐見台庁舎 水防室	0466 (58) 1816	(災優)	0467	7 (5 49		IP電話 2605 閉域スマホ	
	汐見台庁舎 なぎさ港湾課	0466 (58) 1280					3727、3728 ※通信網一斉指令	
	汐見台庁舎 公園課	0466 (58) 1815						

【県 関 係】 (県土整備局出先事務所2/2) (令和5年4月1日現在)

-1-71	NTT回網	泉(災害時優先等)	N T T	防災行政	
事務所名	担 当 班 名	T E L	F A X	通信網	
厚木土木		046 (223) 5480 (災優) 046 (223) 1710 (災優)	046 (222) 7259	IP電話 2606 閉域スマホ 3729、3730	9-87 水防室 282~3 河川担当 231
厚 木 土 木 事務所 東 部 センター		0467 (79) 2894 (災優) 0467 (79) 2895 (災優)	0467 (76) 6788	※通信網一斉指令IP電話 2607閉域スマホ 3731、3732※通信網一斉指令	9-72 水防室 291~2 河川担当 271
厚 木 土 木 事務所 津久井治水 センター	工務課	042 (784) 1194 042 (784) 1190 (災優) 042 (784) 1192	042 (784) 7696	IP電話 2608、 2609	9-88 水防室 540~3 河川担当 461
県 西 土 木 事務所		0465 (83) 5111 0465 (83) 0374 (災優) 0465 (83) 5125 (災優)	0465 (83) - 7532	IP電話 2610 閉域スマホ 3735、3736 ※通信網-斉指令	9-84 水防室 691~3 河川担当 671
県 西 土 木 事務所 小田原土木 センター	副所長卓上	0465 (34) 4145 0465 (34) 4144 (災優) 0465 (34) 4146 (災優)	0465 (35) 9247		9-73 水防室 7340 遠隔操作室 541 河川担当 512
横 浜 川 崎治水事務所	水防室	045 (311) 0279 045 (321) 0203 (災優) 045 (411) 0248 (災優)	9009	IP電話 2612 閉域スマホ 3739、3740 ※通信網ー斉指令	9-89 水防室 3270 河川担当 3215
横浜川崎 治水事務所 川崎治水 センター		044 (932) 7192 (災優) 044 (932) 1312	044 (932) 8259	IP電話 2613 閉域スマホ 3741、3742 ※通信網一斉指令	9-74 水防室 240 河川担当 212
三保ダム 管理事務所			0465 (78) 3371	IP電話 2620、 2621 ※通信網一斉指令	
城 山 ダ ム管理事務所				IP電話 2619 ※通信網一斉指令	

【報 道 関 係】

(令和5年4月1日現在)

区	分	機	関 名	防災行政通信網	N T T	県政記者クラブ	備考
新	聞	神奈	Ш		045 (227) 0140	県庁内線 8561~2	
		朝	日		045 (681) 6101	8563	
		毎	日		045 (211) 2471~4	8564	
		読	売		$045(201)7992\sim5$	8565	
		産	経		045 (681) 0921~3	8566	
		東	京		045 (201) 1151	8567	
		日本紹	圣済		045 (201) 2551	8568	
テレ	/ビ	NHM	K横浜放送局	放送部 3958	045 (211) 0737~9	県庁内線 8573	
		テレヒ	が神奈川	報道部 3959	045 (651) 1182	8575	
ラシ	ジオ	RF	ラジオ日本	報道部 3960	03 (3582) 6355	8574	
		横浜F	FM	ニュース室 3961	045 (224) 1004		